

第八十回国会 農林水産委員会 議 録 第 九 号

昭和五十二年三月二十四日(木曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

委員外の出席者

水産庁次長 佐々木輝夫君

農林省農林経済

局統計情報部長

白根 健也君

中小企業庁計画

部計画課長

安田 佳三君

建設省河川局水

政課長

吉沢 奎介君

農林水産委員会

調査室長

尾崎 毅君

三月二十三日

農業機械士制度の法制化に関する請願(渡辺美智雄君紹介)(第一八四三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)

農林水産業の振興に関する件

農林大臣 鈴木 善幸君

農林政務次官 羽田 孜君

農林大臣官房長 澤邊 守君

農林大臣官房審議官 犬伏 孝治君

農林大臣官房審議官 増田 甚平君

農林省農林経済局長 今村 宣夫君

農林省農畜園芸局長 堀川 春彦君

農林省畜産局長 大場 敏彦君

食糧庁長官 大河原太一郎君

出席政府委員

農林大臣 鈴木 善幸君

農林政務次官 羽田 孜君

農林大臣官房長 澤邊 守君

農林大臣官房審議官 犬伏 孝治君

農林大臣官房審議官 増田 甚平君

農林省農林経済局長 今村 宣夫君

農林省農畜園芸局長 堀川 春彦君

農林省畜産局長 大場 敏彦君

食糧庁長官 大河原太一郎君

出席政府委員

農林大臣 鈴木 善幸君

主要食糧の備蓄あるいは米の備蓄、こういう基本問題を議論しようと思つたのですけれども、農林大臣の時間がとれないようですから、きょうはそういう基本問題の中で、特にいままで余り議論は多くされてこなかった問題で、国内自給率を高めていく、これはどうしても高めていかなければいかぬわけですから、高めていくという観点から、食品産業の加工食品、加工食品の中には食料物資もありますし、いろいろな問題があるわけでありまして、広く言えば食品産業の振興、加工食品にかかわる基本問題、そして具体的な問題を幾つか、わずか三十分でありますから簡単にありますが、農林省、食糧庁にお尋ねをしたい、こう思うわけでありまして。

最初に、食生活というものが非常にレベルアップされてきたことは事実だろうと思つてす。お互いがずいぶんおいしい物を食べるようになった。生活のレベルアップと同時に、食生活それ自体が相当レベルアップされてきた。そういう食生活水準が高度化された中で、加工食品の需要というものがやはり相当伸びているということだろうと思つてす。そういう意味で、食料消費の中で加工食品の割合がどの程度になっているか、簡単に答えてください。

○増田(基)政府委員 お答えいたします。

いまの御指摘のように、家計食料費の中の加工食品の比率、これは総理府の家計調査で調べたところ、御指摘のようにだんだんふえております。具体的に申し上げますと、昭和三十九年には四八・〇%、十年後の四十八年には五一・五%、五十年の数字で見ますと五二・二%と五〇%を超えておりました。いま数字で申し上げましたように、漸増傾向にあるということが言えると思つてす。

○佐藤(隆)委員 それは三十九年からのことでありまして、二十年代、三十年代と見てくる

と、恐らくもつとはつきり急速に加工食品の需要が伸びてきたことがわかるのではないと思つてす。後でこの委員会が終わってからでいいですが、二十年代との比較のものを私に聞かしてくだ

さい。

それから、加工食品の製造業の産出額は、製造業総産出額の中でどの程度の割合になっているだろうかということ。それから、時間がいまさらから続いておりますが、加工食品企業の原料に占める国内産農産物の割合はどの程度であるか。それからもう一つ、主として国内産農産物を原料としている加工食品産業の業種、その規模、従業員数、それがわかりましたら、細かいところは後で資料でひとついたしたいと思つてす。だから、要所要所だけを簡単に答えてくだ

さい。

○増田(基)政府委員 お答えいたします。

それでは、細かい点につきましては資料で先生に御説明すると思つてす。まず製造業総産出額に占めます食品産業の割合でございまして、これも年次別に申し上げますと、昭和四十年には一三・二%、四十五年には一〇・四%、五十年には一一・八%というふうになっておりまして、年によって変わりはありますけれども、大体ずっと一〇%前後というふうになっております。

それから次に、加工食品の原料中に占める国産原料の割合でございまして、これは御案内の産業連関表から拾ひ出したもので、ちょっと数字が古いわけでございますけれども、四十五年の数字で見ますと、五七・一%という数字になっております。

それからさらにお尋ねの、国内農産物を主原料といたしております農林省の所管業種でござい

ますけれども、これはいろいろございまして。たとえば米菓製造業でございまして、あるいは肉製品

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十二年三月二十四日

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

労働力で、そしてどんな生産されて逆輸入をしていくというか、食糧物資との競合問題が起ってくる。そしてこのせんべいが素焼きの形で、ちょうど歯ざわりが日本人の嗜好に合うような素焼きの形で入ってきて、味つけすればすぐ製品になるというようなことで実は輸入をされてきておる。この輸入量が相当ふえてきているんじゃないかと思うのです。この十年間やはいり相当なものだろと思うのです。具体的な数字を聞かなくても、もうそれは十分理解できる現実だろと思うのです。そういう中で、食糧の自給率を高めていく。まだ生産調整も続けなければならぬ過剰傾向の中で、そして米の消費を伸ばす。日本でも自給率を高めていく。そして消費拡大もしていくというときに、これはゆゆしき問題だと私は思うわけでありまして。そういうことについてやはり真剣に取り組んでもらわないと大変なことになると思うのです。特に発展途上国、東南アジア、そういう方面からどんな半製品ないしは製品が入ってくる。いつの間にかI・Q物資がA物資になってしまつて、自由化されておつて、そしてもう自由化をやってしまったんだからしょうがない、後戻りはできない、それでは国内産業泣いていゝ、これでは米の消費も伸びないし、自給率も高くない、そして農村の労働力を吸収しておる米菓産業というものは壊滅すると思うのです。そういうことについて食糧庁長官どう思われますか。

○大河原政府委員 米菓、特にあられにつまましては、先生お話しのとおり東南アジア開発途上国からの輸入量がふえております。これは御指摘のように原料玄米の内外価格差というものが非常に大きい。しかも、労賃その他製造コストという関係からふえておるわけでございます。お話にもございましたように、四十六年以來自由化されております。したがって、モチ米を原料とするあられ産業につきまして、国内との調整という問題が起きているわけでございますが、特に最近景気後退に伴う需要の鈍化というようなことも一層拍車をかけておるといふように判断しております。お話の前段にございました中小企業問題という点からも、われわれ所管の業種についての格別の配慮が必要であるという点は申すまでもございませぬが、国内産のモチ米の原料の消費策という意味で、米の需給問題という点から見まして、これについて一層の配慮を払わなければならぬ。ただ、これについては諸般の問題、すなわち、貿易なり通商政策の関係からくる諸般の制約というふうなものもあるわけでございますけれども、われわれとしてはそれぞれ政府部内、関係省と一段と協議を進めまして、これへの対応については格別の努力をいたさなければならぬというように考えております。

○佐藤(隆)委員 私はいま米菓のことを具体的に申し上げましたけれども、ビーフンについてもやはり注意をしておかなければいかぬと思うのです。

米を原料とする加工食品という意味でビーフンも、時間がございませぬので簡単に申し上げますけれども、いまのところ四百萬トンから五百萬トンぐらいが輸入されておる程度だ、中国、台湾からということなんですね。これも米の消費拡大、そういう問題からすると、もちろん自給力の向上ということにつながつてのことではあります。このビーフンもはつておいて、特に硬質米がビーフンに合うというふうなことも聞いております。そうすると、東南アジアの方でもあるいは中国、台湾等においては、せつかく国内原料があるにもかかわらず、それを活用できずに、しかもまた国内業界を圧迫するといふ問題にもなりかねない。これはいまの米菓工業が抱えるような悩みがこないように御注意を申し上げておきたい、こう思うわけでありまして。

そこで、私はきょうは基本問題の中で、国内自給率をどう高めていくかという点に関連しての質問だけにとりかかるとありましたが詳しくは

言いませんが、問題は米の備蓄一つを考えてみてもう少し踏み込んだ考え方が加工食品、いまのような問題を考えるときに考えられないものか。ランニングストックがすでに去年の十月末で二百六十萬トン、これは三百萬トン、四百萬トンになるうか、こういうことであります。そういう予測の中で、もうランニングストックという考え方は改めるべきではないか、ランニングストックでなくて、いわゆる備蓄といふ問題にやはり切りかえるべきではないか。ということは、古米がどんどん出てくるわけでありまして、その古米をどう処理していくかという、たとえば三百萬トンから三百萬トンサイクルで、ことしの米が来年に持ち越される。備蓄米が持ち越される。それをこういう処理をやつて、米を原料とする加工食品に対して原料供給を安定的に安く提供をしてやるといふような考え方をとるか、そういう一つの新しいサイクルを考えないことには、やはり米の消費拡大ということも容易ではないなという気がするのです。新しい米がうんととれました、消費者には古い米と半々ぐらいにしてまぜて食つてもらつて、来年になったらことしの新しい米はまた古い米でというふうなことで、消費者の嗜好も今日非常に多様化されておるときでありますから、そういうときにいよいよ加工食品についての分野にこれを原料対策としてどう進めていくかというふうなことも真剣に考えなければいかぬのじゃないか、こう思うのです。備蓄問題はその程度にしておきますから、その点だけについて長官から答えていただきます。

○大河原政府委員 お答え申し上げます。

今日、内外の食糧情勢にかんがみまして、通常の需給操作に必要な百万トンに対して、われわれは二百萬トンを在庫造成いたすという考えでございます。お話しのとおり五十年産の豊作で現在は二百六十萬トンになっておりますが、この考え方は、お話しにもございましたように、その米穀年度末で古米をその必要数量持ち越して次の米穀年度に主食用にこれを充当する、置きかえ備蓄、いわゆる回転備蓄でございます。これに対して先生のお話は、たな上げ備蓄、需給操作に必要なものだけを配給に回してたな上げ備蓄というお考えでございますが、これは米管理の問題としてなお今後検討を要すべきものとは思ひますけれども、やはりわれわれが第一義的に備蓄と申しますのは、いろいろの不可避なアクシデントがございました場合も、主食として常に配給をしなければならぬ。したがって、たな上げで四年も五年もたな上げしておるものは主食として配給が不可能でございます。したがって、われわれとしては常に新米を古米と置きかえながら回転をして、主食用に配給をしながら置きかえながら備蓄をしていくというところでございます。また、古米は非常に食味等の問題がございまして、また、低温倉庫等も最大限整備しながら古米と新米との関係を調節していくというふうなことでございまして、また財政のことについて恐縮でございますが、現在トシ当たり一年間二万四千円というふうな保管経費等を要するといふ財政面の検討等も要するわけでございまして、いずれにいたしましても、備蓄と米管理という問題で、諸般の今日のわれわれの方式がいかどうかという問題については、十分な研究をしながら実際のな方法をとるべきであるというふうに考えております。

○佐藤(隆)委員 いまの答弁でもうつきりはいたしませんけれども、少なくともそういう加工食品の分野に食糧物資である原料というものをもう少し何かうまいサイクルをひとつ考えようという気持ちはいまの答弁で出ておる、こう理解をいたしておきます。

もちろん財政問題等については私も常に主張しているところですから、これをなおざりにしてというところではございません。しかし、いわゆるたな上げ備蓄と言われまじったけれども、われわれは本来の備蓄はそうあるべきだといふふうな一たな上げ備蓄という言葉になると何かちよつとニヒアンズが違ひますので、これは後でまたひとつ議論をいたしたいと思ひますが、そういう原

料の供給という問題についてひとつ前向きに取り組んでいただけるものと期待をいたしておきます。

それから、きょうは実はこういう食品産業についてきわめて零細な小企業、零細企業、こういうものについて、いま国内では新聞、マスコミも大きく取り上げておる分野調整の問題も、いろいろ議論されておるわけでありまして、この分野調整の問題は所管が中小企業庁であります、長官そして担当の部長も都合が悪いということで、しかしだれか聞いておいていただきたいということで計画課長に来ていただいておられますけれども、この中小企業の分野調整という問題で、加工食品産業に実はいままで相当な苦勞をしてきた思いがあります。たとえばやしの問題しかり、豆腐の問題しかりであります。そういう中で今度分野調整が何らかの形でこの国会でできると思いますが、加工食品産業について国内で何ば分野調整で縛って、余力のあるもの、活力のあるものが海外投資を進めて金と技術を向こうに植えてやってたのでは、国内の分野調整だけでは終わらないという問題が出てくるわけです。そういう問題がありますから、農林省も通産省、中小企業庁も、そういうことも頭に置いてひとつお考えをいただきたい。加工食品について、中小企業分野調整にも触れてこれはひとつお願いを申し上げておきたいと思ひます。

時間がございますので、最後にちょっとだけ触れておきたいのは、この加工食品の食品衛生上の問題、これも本当はもっと議論したいのですが、これはいづれかの機会を見て厚生省からも来てもらってひとつ議論をいたしたいと思ひます。

私は、いまいろいろ、短い時間でありましたが、食生活水準が相当レベルアップされておるといふ現状の中で、食糧の自給率を高めていかなければならないという命題、そして海外投資には十分注意を払う、そういう考え方が必要であるということ、それからこの問題は単なる原料問題だけではなくて、農村の雇用の問題、雇用の機会をどう

与えるかという問題、公害のない産業をどう育成していくかという問題、経済の問題、社会問題であるということ、こういうことを含めて零細な加工食品工業がもっとも強く生きていくように、そして国民の需要、消費者の需要にこたえられることができるようにひとつ十分検討していただきたいと思ひます。

質問の途中に先ほど増田審議官からもちょっと答弁はいただきましたけれども、食品産業を振興するための食品産業の位置づけというものは、これは貿易等も含めて、農林省においてはまだまだこれからの問題である、いままでどうもおくれをとっておったというところは否めない事実だろうと思ひますので、それをひとつ積極的に検討していただくために、食品産業振興法というような法律をどのようにつくれば、もっと適切なその行政ができるのかというようにも検討する必要があるでしょうし、従来検討されたいきさつもあるようでありまして、さらに鋭く直して検討する必要があると思ひます。そういうこともこの際提言としてひとつ申し上げておきたいと思ひます。とりあえずは食品産業懇談会ですか、その場において相当積極的な詰合を進めていただきたい、これだけをお願いしておきます。食糧庁長官から、本当はこれは政務次官か大臣から答えていただくべきであります、食糧庁長官はいろいろなところを歩いてきたわけでありまして、やがては全部また統括しなければいけませんから、食糧庁長官からひとつ改めて加工食品工業について、問題を提起されたいまこの時点においてひとつ考え方を聞きまして、私の質問を終わります。

○大河原政府委員 お答え申し上げます。

私自身も米麦の加工産業を預かっておりますので、食品産業の今後のあり方という点については、いろいろ先生の御提案等もございましたので、現在、農政固有の領域にとどまらず、食生活の多様化とか、その他国内食品産業の原料というような視点から万般の施策、特にこれはその産業

の性格から他の行政領域との調整というように点も非常に多いわけがございますので、それらを含めて、農政の固有の領域とパラレルで進むような施策の充実に努めるよう努力を続けるべきものと思っております。

○金子委員長 加藤一君。

○加藤(純)委員 きょうは主に畜産局にお伺いいたします。

畜産物価格決定の時期が近づいてきたわけで、本場に幾つかの問題があります。三十分の時間で恐らく多くのことをお聞きしたいと思ひますので、簡単にお答えいただければと思ひます。

まず最初に、基本姿勢の問題をお伺いいたしますが、いま各地で畜産物に対する農家の関心が非常に高まっております。それで、過去に畜産危機の中で非常に負債を背負った人、また途中でやめた人、脱落した人、多くの問題を抱えながら最近やっと若干の小康状態を保ってきたかなという感じ、それになおかつ、たまには明るい気持ちを持たせていただきたいという気持ちで農家の間に非常に強いのに、どうもいろいろなテレビのニュースを聞きますと、据え置きだとか、たかだかいて一％だとか二％だとかいう話になる。日本農業新聞の記事の中にさえそんな悲観論が出てくる。

一体農林省は畜産農家のことを考えているのかね、酪農を考えているのかね、本当に上げることが阻むそれなりの合理的な理由があるならばそれはわかるのだけれども、しかし何としても財政とかそれから何となく姿勢の問題として上げないのじゃないかねというふうな気分がかなりあるのも事実だと思ひます。

私はきょう、加工原料乳の方とそれから指定食肉、二つについてお伺いいたしますけれども、まず加工原料乳の方について、農協要求なんかで、二二％、百六円という要求であるわけですが、これがなぜ要求どおりできないのかということ、説得力ある理由があるのかお聞きしたいと思います。

○大場政府委員 生産者団体の方からいろいろ御

要求が出されておりますが、われわれそれを検討させていただいている最中でありまして。しかしそれについてのコメントは、いまこの場で私も具体的な数値を持っておりませんので差し控えておきますけれども、いづれにいたしまして、いま私も統計情報部の生産費調査というものを素材にいたしまして、いま具体的に作業中でありまして、月末には、近々後には具体的なわれわれの計算値というものを御諮問申し上げたいと思っておりますのでございます。

○加藤(純)委員 いま直接質問にお答えいただくことがなかつたように思ひますけれども、たとえば膨大に保証乳価を上げていたら一体どういう困難な状態になるか、財政上の問題以外にも何か理由があるのか、そこをお答えいただきたいと思ひます。

○大場政府委員 何が大場かどうかという議論は実はあるわけでありまして、しかしいづれにしても乳価を算定する場合には、やはり再生産を旨としてというふうな制度の趣旨に即して算定していくつもりであります。

しかしながら、現在の需給事情はかなり緩和してきている。生乳にいたしましても相当な伸びを示しております反面、飲用乳の伸びは残念ながらそれほどには伸びていないというふうな状況でございます。乳製品の生産はこのところ異常と思われるほどふえてきている。それがはけるならいいわけですが、在庫になつていくということも考えますと、需給は非常に緩和基調になつてきている。来年度の価格政策の運用の問題として、基本的には再生産確保を旨とするということももちろん貫かなければならないわけでありまして、また消費の増進ということも結局それは生産者のためになるという観点から、消費の増進、需要の拡大というところにも考えを置かなければいけないのじゃないかと私も思っております。

○加藤(純)委員 いまの中で、余り値段を上げると消費が伸びない、そして結局は酪農農民みずか

らの首を縛るという感じですが、しかし、確かに飲用乳の消費の伸び、需要が低かった。しかし、それは去年夏場がかなり涼しかったから、たまたまそういう結果になったのではないかと、見方もあると思いますけれども、その辺いかがでしょう。

○大場政府委員 生乳の伸びは、去年の四月からことしの一月まで、対前年比一〇七・一％であります。かなりのハイビッチで伸びております。最近には特に、北海道を例にとりまして、一月、十二月は対前年一八％というような伸びであります。この伸びはいろいろ原因が錯綜しているのだから、と思ひますが、一言で言えば、一つは、酪農をめぐ

る環境がかつての畜産のバニクから立ち直つて落ちつきを取り戻してきているというところは言えるのじゃないか。たとえばえさの価格にいたしましても、かなり安定してきているというところは言えますし、それから、生産増大のバックには、いま先生御指摘になりました、夏が非常に涼しくて、そのために泌乳量が多くなったということも確か

にあります。ありますが、しかし、同時に、それだけではないで、搾乳牛頭数というものも非常にふえております。逆に言えば、いわゆる老廃牛の淘汰というものをしないで、屠殺が普通の年に比べて二割ぐらい落ちています。老廃牛に飼料を多投して乳をしぼっている。それから、配合飼料の出荷量も、北海道の例で言うところ前年に比べて大体一割ぐらい伸びているといったものもありますし、それから、酪農家の意欲というものの高まりという

ことが当然あるわけで、そういうこととがそれそれ相乗効果を出しながら生産の増大をもたらしているというふうな判断しているわけであり

ます。

○加藤(純)委員 そうすると背後に、飲用乳の消費も余り伸びないし、まあ減つてはいないけれども、まじまじの伸びである、それに乳製品の方もかなりだぶつき始めたというふうなお考えがあるように思ふのですけれども、このまま生産が伸びたら、飲用向けにしても加工向けにしてもどう

もだぶつき始めたという危機感があるのではないかと、思ふのですが、そういう将来の見通しをどう考へておられるか。

そこで、一つお聞きしたいのは、確かに若干そういうことがあったとしても、現に生乳換算で幾ら輸入しているかわかりませんが、百五十万トンから二百万トンぐらゐの生乳を脱脂粉乳やいろいろな形で輸入しているではないか、その分を国内で生産する方に向ければいいのであつて、生産過剰というのは、輸入の見合いから考えると、どうも説得力のある議論ではないんじゃないかという強い議論があると思ふのですけれども、その見解をお聞きしたいと思います。

○大場政府委員 酪農の将来につきましては、従来みだいな一直線の棒上げというのは、これから減速経済に入るわけでありまして、もちろん期待できないにしても、安定した伸びというものは期待できると私は思つております。ですから、現在の時点で直ちに過剰だというふうな悲観的な見方をするのは間違つていて、こう思つております。ただ、成長していく過程におきまして、需要

と供給とがバランスを失ふということがときどきありますから、それは気を付けたら生産というものを伸ばしていく必要があるだろう。片方において需要というものを見ながら、供給というものは伸ばしていく必要はないと思つてい

るわけでありまして、将来にわたつて酪農が過剰になるというぐあひには見る必要はないと思つてい

るわけでありまして、

しては、学校給食用とか身体不自由者といったものに對する脱脂粉乳、あるいは畜産農家がえさとして使う脱脂粉乳、こういうものは海外の廉価なものを輸入する、これは国内の高い脱脂粉乳では使えませんが、そういうものを輸入するとい

うのが第二の範疇であります。第三の範疇は、まさに日本の市場における脱脂粉乳その他の乳製品と競合する可能性があるわけでありまして、バターだとか脱脂粉乳。そういう人間が食用に供するものは、畜産振興事業団が——もちろんこれは自由化物資ではありませんが、外貨割当物資でござい

まして、しかも、畜産振興事業団がいわゆる一元的な管理をして、必要があるときだけ輸入するという毎年毎年きちんと定期的に輸入しているというこ

とではございせん。必要があるときに輸入するといふ制度をとつておりますので、海外の乳製品が日本の市場に洪水になつてあらわれて、それが日本の市場を圧迫するといったことは避ける仕組みになつております。現在も確かに多く入つて

おりますが、基本的には、日本の供給というものが価格面等におきまして需要に追いついていない、対応していない、国内で生産されていないから海外から入れざるを得ない。こういうものがかなり多いというふうな認識を持っております。

○加藤(純)委員 いまのお答えの中に、まあそれぞれ理由があつて輸入しているんだという話と、特殊な製品というのは、なかなか日本の技術でつくれないものがあるところ入つていますという感じが受けて取つていますけれども、そうすると、家畜用の脱脂粉乳なんか日本だつて将来つくるとい

う可能性はあるのじゃないか。一生懸命国内でつくつていけば、もともと子供に飲ませるために、おっぱいを牛が出したわけですから、そうやるのが人道に思ふのか、動物道上当然じゃないかというふう

に思ふのか。またその量も、いまのところ余り多くなくて数万トンの範囲じゃないかと思ふのですけれども、実際に多いのですか。幾らぐらいになりますか。

○大場政府委員 家畜用の脱脂粉乳は、同じ海外

のものであれ、国内のものであれ、脱脂粉乳であることには変わりないわけでありまして、結局はえさとして使ひ得る価格水準と日本における酪農の

コストとのバランスの問題だろうと私は思つて

おります。

分のはたまたま一、二回というのが異常でして、三分の二ぐらいいなったら異常じゃないんじゃないかという議論がありますけれども、その辺、ことしどうなさるおつもりですか。

○大場政府委員　そこはいろいろ御議論が分かれるところだろうと思います。しかしながら、私どもの考えは、やはりこの制度というものはこの安定帯の中に価格をおさめるのが政策目標であつて、そのために事業団が下がるときには輸入を促進し、あるいは暴騰するときは輸入を促進しない出動し、あるいは関税減免等をやつて輸入を促進しあつてあるいは関税減免等をやつて輸入を促進しあ

るいは輸入枠を拡大するか、あるいは、最近時点では確かに安定帯の上限を飛び出している月が多々ございます。多々ございますが、その実態をよく見てみますと、これは御承知のとおり四十八、九年のあの日本の畜産がかつて経験したことがないような畜産危機の影響を受けて、たとえ豚で言えば雌豚をみんな殺してしまつた、牛の肥育仕向け率も極端に下がつてしまつた、こういうふうな形の後遺症の中で供給が極端に逼迫した、そういう形で価格が暴騰したというのがこゝ、二年の経過だと思つておられます。そういう意味で、やはりそういう価格の水準というものをノーマルな価格水準ではないと私は判断しております。そういうノーマルでない異常な価格水準というものを将来われわれが安定政策のバンドとして使う、安定帯に投影させるということについてはやはり問題があるのではないか、安定帯の中に修正した形で需給実勢方式を使つていく、こういうこととさせていただきます。

○加藤(紘)委員 確かに上限が七百三十四円というときに九百円というのは私も見ても異常高値であり、また農家もちよつと、こんなことで長く続くのかね、これでいいのかねという感じの意識を持つ値段だと思ひます。しかし、逆から言へば、三分の二ぐらいの期間が超えるというのは、これはまた全部が異常だということも言い切れなないと思ひますので、その辺についてはわれわれもかなり議論があるということを申し上げて最後の議論に移りたいと思ひます。

食肉なんかの安定帯は、確かに局長おっしゃるようにそのまゝ金で政府から出ていく、それで買ひ取つてもらえるという値段ではありません。私は、これは確かに輸入措置というそのメルクマールを決める一つの帯としての有効性はあると思ひますが、農家にしてみれば、直接的に、やはり

いまた肥育牛なんかの場合が多いわけですが、かなり負債を抱えておる。ある場所によつては資金を一億円も――通常一千万とか二千万を多頭飼育する場合にも寝せる、これの資金対策、また、非常にもう固まつてきた負債みたいなものがあるわけですから、そういうものにもうちよつと手を打つてもらえぬかという負債対策、長期低利の融資の問題というのは、実はいま深刻な要望のある話だと思ひます。私たちはこれについて、かなり党としても全力を挙げていきたいという感じがいたしております。行政ベースとしてその辺の負債の実態を的確にとらえていらつしやるか。それから、この問題にどう対処するつもりなのか、その方針をお聞きして私の質問を終わりたいと思ひます。

○大場政府委員 畜産の中で酪農経営の負債の問題につきましましては、屢次お答え申し上げており、いま大蔵省と何らかの対策を出すべく折衝中であります。

それから、いま先生が御指摘になりました肉用牛経営、その問題につきましましては、実は五十一年度におきまして三百億の融資枠、利子補給枠はたしか四十億くらいだったと思ひますが、そういう措置を講じている最中でありまして、さらにそれに對して追加要望があるかどうか、こういうこととございまして、生産者の方々から追加要求、足りぬ、さらにまた第二次の措置を講じろという御要求があれば、これは私もいろいろ検討するにやぶさかではございません。

○加藤(紘)委員 肥育豚についてはいかがですか。

○大場政府委員 肥育豚につきましても五十一年度たしか百億余りの融資枠で……(加藤(紘)委員「繁殖ですか」と呼ぶ失礼しました。繁殖豚につきましましては百億余りの融資枠を措置しているわけですが、現在貸し付け中でありまして、肥育豚につきまして、私もまだそれほど具体的に生産農家からの御要求という形で私自身、あるいはほかの方

は聞いているかもしれませんが、伺つておりませんので、御要求の実態をよく伺つて対処したいと思ひます。

○金子委員 島田琢郎君。

○島田委員 昭和五十二年の畜産物価格の決定に當つて、これは現地に於ける生産乳量の実態が例年低迷を続けてまいりましたものから、少し頭がつかかるような状態も生まれてゐる。それをとらえて、まさに酪農は安定期に向つたといふとらえ方をしているというところは、現場の認識と農林省当局が見ている考え方とでは大変大きな実態の相違があるということをやつてはどうかと思ひます。私は一連の質問を通じて非常に遺憾に思つてゐるのでありますが、どうも現場の酪農家があるいは畜産農家が大変な苦勞をされているという実態を正確に把握しようと思ひない、こういう感じがしてなりません。極言をすれば、価格を決めたら決めつ放し、実態調査も追跡調査もしていない、こういう感じが受け取れます。

まず、私は、先般小委員会の席上、生産のメカニズムといひますか、酪農、畜産の実態、局長がおつしやうしているような構造政策でこれからはやろうという、そういう考え方を幾ら強行しようとするとしても、現地でとても受け入れられるような状態ではない、むしろ拒絶反応が強くなるでしよう、こういうことを前提にして、構造政策によつてどんなに大きな負債が生じ、今日の経営の困難な状態が生じたかというところを若干の事例を挙げて申し上げてきたつもりです。そこからはまだ私とあなたの間では合意に達してないから、きょうはもう少しこの論議を進めたいと思ひます。

つまりあなたの論法は、資源のむだ遣いだといふ前提に立つて、高い乳価にすると生産が刺激されて、そうでなくてもいいように限度数量をオーバーするような状態といふものは、今後取捨つかなくなるというやうな意味のことをおつしやうしている。果たしてそうだろうか。現地の実態を少

し私は申し上げたいのですが、正月の松の内が過ぎますれば、私もどは新年度の営農設計に取りかかります。昔のような簡単な営農設計ではございません。二十数ページに及ぶ膨大なものであります。恐らくこれぐらいの営農設計書を前にして、腕を組み頭をひねりながら一家じゅう額を寄せて、ここの営農設計をどう立てようかと苦勞をするわけでありまして。昔は第一ページからずっと順序よく二十数ページ全部営農設計ができて、最後についたら何とかまあ収支大きなところを来さな計算ができたから、よしこれでここの計画はでき上がったから、最近はそのやうでない。四、五ページも記入が進んでいいたら、次はもう前に進まぬのであります。なぜ進まぬか。まず大きな負債をしようとしている、それをどうやって払うかというところではたと行き詰まつてしまふのであります。ですから、仕方がないからページの一番最後の方の二十数ページの生活費で切り詰めて――それでは一人頭幾らの生活費で切り詰めて――かかった経費はこれはもう一〇〇%何とかしなければ、農協に借金が残つてしまつたら大変なことになります。払う負債の額も決まつてゐる。支出すると、支出のところから記入を始めて、支出の総額が決まつたら、それにあわせた収入が見込まれなければ営農設計書がでか上がつたとは言えない。まさか大きな赤字を承知の上で組合長のところへ持つていって、どうかこゝしこゝしという方法でやるから何とか理解して応援してくれと言つても、組合長も、よしきたと言ふのには、これはしばらく時間がかる話であります。赤字を承知の上で、ここの営農をやりたいなんという指導はできない。

どういう知恵を働かさなければならぬかといふと、乳価は残念ながら大場畜産局長が抑えて決めているんだから、これは自分で動かすわけにはまいらぬのであります。そうしたら、こゝし払う借金も含めて、かかる全体の経費をどう消化するかといふのを逆算していかなくてはなりません。つ

第一類第八号 農林水産委員会議録第九号 昭和五十二年三月二十四日

まり二十頭で搾乳していこうと思つても、それでは足りないから、本当はもうこの牛の能力の限度がきたからこゝろは老廃に落ちていくから、あるいは新しく個体販売でもって収入源を求めて、こういうかと思つても、そこをちよつとやめておいて、頭数をふやしていかなければならぬ。四トンの乳をしばって計算していても、とても収支償わぬから五トン——本当は四トンの能力しか持つていない牛に五トンの、いわゆる能力目いっぱい以上のものをかけて、単価八十七円で計算してやつと収支償わねければならぬというような営業設計の実態になつてゐるのであります。そのところを、あなたのお考えでは、乳価をこれ以上上げるのを生産を刺激するという論法でこゝろは抑えるという考え方を打ち出しておられる。現場の実情の不認識もはなはだしいとこの間私は厳しく指摘したところであります。そういう実態をもう少し調査をしてもらいたい、こう思つています。

そこで、私は、今度現場からたくさん皆さんのが上京されて、私のところにも幾つかの細かい営業の実態を御報告を受けております。大変御苦労になつてゐる実態がその中からうかがい知れることができるのであります。主産地である北海道の東北の酪農家の皆さんが、いままでの経営の実態を明らかにした資料であります。こんなにくさんあります。これは全部そうであります。その中から十勝あるいは北見、根室、釧路の酪農家の皆さんの実態の調査資料でありますけれども、一つだけ引用させていただきます。

昭和四十七年に畜産経営コンサルタントを受けられて酪農経営をおやりになつてゐる根室の標津の上古多糖の吉原正巳さん四十歳の方の経営の実態であります。私は詳細に内容について説明を受けました。大変な努力をされて、いままさに中堅酪農家の一人として酪農にすべての生涯をかけようとしてゐるこの人の経営の実態に触れて、私は、これをこのままに放置するというようなことになれば日本の酪農はまさに崩壊してしまうので

はないかというふうなさへ危機感を持ったのであります。この人の経営の若干の説明をいたしますと、こうであります。

昭和四十一年、いまから十年前、全体の収入は百五十二万五千円でありましたが、その後、確かに大場畜産局長が言われるように、政府のしり馬に乗ったわけでもありませんが、構造改善に努力をいたしました。十年後の今日、二千三百七十四万円を上げるといふ大変な努力の結果をここに見るようになります。しかし、残念ながら、それと並行して、この十年間で累積赤字は実に二千百万円に達するといふありさまであります。構造政策には一生懸命がんばつたけれども、構造政策の協力の中で一生懸命構造改善に努力をして、今日、確かに器も大きくなり、生産の乳量も上がつてまいりましたが、あわせて二千百万円の累積赤字をつくるという実態になつた。これでもなおあなたは構造政策が第一義だとお考えになつてゐるかどうかを私は聞きたいのです。これは単なる特異な例だとおっしゃるかもしれませんが、いま申し上げた、ここに三十件余りの実態の資料があるのであります。それはすべて、まさにこの吉原さんの経営と大同小異であります。そしてあなたの経営の実態であります。いま私はわずかな内容の説明を申し上げただけですが、御所見を伺いたい。

○大場政府委員 構造政策といふことを私が強調してゐるといふことはたびたび御指摘でございしますが、私は、構造政策だけが酪農の政策だとはちつとも思つてゐるわけじゃありません。要するに価格政策も大事でありますし、構造政策も大事であります。そういうこともろもろの諸対策がバランスをとつた形で進められていくということが大事じゃなかつたかといふことを申し上げてゐるわけで、価格政策の重要性といふことを無視してゐるつもりではございませんので、それは御理解願ひたいと思つてゐるわけでありませう。

それから、いま御引用になりました大規模経営の方の経営内容でございしますが、いまの酪農経営では問題は二つある。一つは、中規模層、中堅層の方々は資本設備が非常に劣弱で、より上層の階層へ発展する可能性が非常に乏しく、それをそのまま放置すれば難脱していく危機がある。それをこゝろに必要があるといふことと、もう一つは、西欧諸国にも比肩するようになり進んだ形での大規模化といふものが北海道の場合には営まれてゐるわけでありまして、そういう経営は、中には規模拡大の過程で非常に資本投下が行われて、まだ資本がフルに回転しない間、結局利子負担という形でそれが経営の圧迫要因になつてゐる、あるいは資本そのものが十分に稼働してない、十分に使い切つてないという点もあるし、あるいは乳牛個体の資質にいたしましても、その方の例を申し上げてゐるわけじゃないのであります。

す、一般論で申し上げてゐるわけでありませうけれども、まだまだ改良する余地がある、経営を改善する余地が、ここに大規模に進んだ農家の間にはあるんじゃないか、こういう認識を持つておりますから、そこをこゝろは決してそのままでいいといふことじゃなくて、やはり経営改善のための方策、工夫といふものは進める、そういうところから今後の政策の一つの努力はしていかなければならぬといふふうに思つてゐるわけでありませう。

○島田委員 私は、いま局長が言われていることについて、決して構造政策だけがすべてだと思つておられぬ、価格もあわせて考えていかなければならぬ、こゝろおっしゃつてゐる点について、そのとおりにぜひこれからお考えを貫いてもらいたいと思つてゐる。しかし、残念ながら、あなたがこゝろおっしゃつても、現実にはそうなつておられぬところに問題がある。たとえば私は、先般小委員会の席上、畜産振興審議会飼料部会の答申と建議を受けての報告がありましたものをとらえて、あなたが構造改善、構造政策を進めていく、基盤整備などもやつていかなければならぬ、こゝろいう

ことを席上強調され、われわれにもその報告をされておりました。私は否定をいたしません。そのとおりであります。それも大事なことであります。

しかし、あなたが高邁な見識のもとにお進めになつた、こゝろ幾ら力説されておつても、あなたの考えが現場にストリートにおりてないという実態がある。これはどうなんですかと聞いたたら、それは島田委員の言う方が間違つておるので、私はそうはなつておりませんと、かなり歯切れよくお答えになつていたので、私は少し首をかしげて歸りました。きのう報告がなされました。まさに私が指摘したとおりの現場の実情になつてゐるではありませんか。こゝろを改善する、こゝろいう約束を担当の課長もしてゐますから私は追及はいたしませんけれども、しかし、緊急粗飼料の増産対策特別事業といふものをおやりになつた。これは私どもも主張をしてゐた点で、実際に実行されるというところは私は反対ではない、むしろ推進をしてほしいという側面立つてこれを賛成した一人でありますし、われわれが国会で議論したところ、局長が考へておられるその考え方が素直に現地にも反映されるというふうにならぬと、私さつき言つたように、価格を決めた、物を決めたけれども、追跡もしなければ調査もしない、ぶつ飛ばしになつてゐるから、現場は法の精神も趣旨も局長の考えも生かされてゐないではないか。こゝろのところを直さなかつたら、酪農なんて幾ら一生懸命こゝろあなたが旗を振つたつてそのとおりにはなりませんぞといふことを言つたのであります。緊急粗飼料増産対策の不備な面は、きのう報告を受けたとおり、私が小委員会では指摘をしたとおりの実態になつておりますが、これは直すという考え方でありますから私は了解をいたしますけれども、しかしこれは一つの事例でありまして、構造政策をおやりにならうとしても、そこに介在するいろいろなネットワークをしつかりと見据えて、そこを排除してお考えになつておやりにならないと、構造政策だつて現場で生きてこないので

れが乳量で約九割というふうに理解しております。

す。

○島田委員 間違ひありませんか。

○大場政府委員 第二次生産費のカーパー率で申し上げたわけでありませう。

○島田委員 私の調査では、昨年の対象農家つまり階層別生産費の出し方の中で、階層別乳量を掛けてまいりますと、カーパー率は三〇〇という判断でありませう。あなたとはずいぶん違つてゐるのですが、その試算に間違いはありませうか。

○大場政府委員 私どもは統計情報部の——これは一道一県でありますけれども、五十一年度の第二次生産費をとつて、階層別というのは飼養頭数でありますけれども、これを階層別にすつと並べまして、その第二次生産費をカーパーしてゐる率をとりますと、たゞいま申し上げた数字になつてゐるわけでありませう。

○島田委員 委員長に要求いたします。ただいまのやりとりではずいぶん実態が違ふと私は思うのです。私の調査と局長の答弁とは食い違ひがありますから、資料としてひとつ国会に提出されるようお願いいたします。

さて、もう時間がなくなりましたが、いろいろな問題を含めて、ことしは畜産物の価格決定に当たつて非常に多くの問題を持つてゐる年だ。それであるがゆゑに、せつかく牛乳についても若干の上向き傾向が現れて出てきている、これは実態として明らかでありますから、何人も否定し得ないところでありませう。しかし、なぜ乳量が増えてきたかという認識に至つては、まだ局長と私の認識において一致するものがない、このところが一致しませんが、決められる乳価も要求乳価と非常に遠いものになつてしまふという危険があります。私は繰り返して言ひますけれども、いま酪農家は負債の償還のために自転車操業を強いられ、そのためにさつき言つたように牛の能力目いっぱい、それ以上のものを、大事な牛のしりべたをぶつたいて生産を上げざるを得ない。また一頭当たりの乳量一割上げる努力と引きかえに、人間は倍働かなければとても一割の増産をするこ

とはできない、目いっぱいのところをもつとその上上げるわけでありませうから、そのためには土地も地力もすり減らしてしまふ。長期的に見た場合、日本の酪農をそういうやり方を許すようにしていくならば、まさに日本酪農亡國論につながると思はれる。私たちは先祖から引き継いで孫子の代まで土地を大事にし、牛と一緒に寝起きして、そうして、自分も少しでも長生きして、酪農生産で乳しぼりをしたいという念願のもとに、ことしや来年の短期的な視点で経営をやつてゐるのではないのです。無理強いをし、無理に働け、二千九百二十時間、一日八時間ともに働いたらこれだけ働かなければならぬのですが、そんなに働いていたら人間の体はすり減つてしまふ。そのすり減ることを覚悟して乳量を増産し、借金を返していかねければならぬという努力のあらわれが少し乳量が増える、そういう結果になつてゐるという事実を、現場認識としてきちつとやはり農林当局、特に原局の畜産局長は持ちにならないと、日本の酪農政策を見誤つてしまふという視点に立つて私はきょうで三日間論戦をしてまいつた。まだ縮まつてゐないのです、あなたのお考えと私の言つてゐることとは、恐らく釈然と納得されてゐないだらうと思ふ。

どうか、こういう議論を踏まえて、ぜひひとつ、現場で苦労してゐる、先ほど例を挙げました、その例によるまでもなく、現在の牛乳では、ほかの物価と比べても高くないとは言えないのだ、こういう資料も明らかにされてゐます。これは標準町の農協婦人部の部長さんと副部長さんがわざわざ東京においでになつてゐます。その中で明らかにしている点であります、私はこの間新鮮線に乗つたら、牛乳の半分しか入つていないお茶が五十円もするのです。こういう状態を考えたつて、牛乳が高過ぎるからという議論を先行させて乳価を抑制するといふような考え方は、一体農林省はどっち向いてゐるのかと私は言ひたい。そういう感じさえするのです。

するかといふ、そういう点で真剣な議論をせなければならぬ。また、担当の局長はそういう考え方をもちとして、せつかくいま伸びかけようとした芽を摘むようなことになつたら、あなたはそれこそ将来、生涯かけて悪代官のそりを免れますまい。どうかひとつ、われわれも国会において大いに議論をし、国会の意思を行政の皆さんにも伝えて、ともにひとつ日本の酪農を守り、畜産を守るといふ立場で、五十二年の価格決定に向けて全力を挙げたい、こう思つてゐます。

いままでは、審議会に出された答申が、われわれと並行するようになつたところで、国会でわれわれの意思が幾ら表明されたつて、それが価格に反映するようになつてゐない、そういう状態でありましたが、今度は、もう国会の勢力分野はこのように違つてゐるのでありますから、そこを踏まえて、われわれ野党の意見も十分尊重するといふ構えに立つてもらはないと、われわれとしては悲壯な決意のもとに、この価格決定に臨まざるを得なくなりました。どうかその点を踏まえて、ひとつ大いに御努力をお願いいたします。

最後に、要求だけ申し上げて、私の質問を終わりにいたします。

○金子委員長 美濃政市君。

○美濃委員 近く決定されようとする畜産物価格について、若干お尋ねをしたいと思います。

二、三日前だつたと思ひますが、いろいろの問題で農林省の事務次官室で話し合ひをしました。そのとき事務次官は、現在日本の農業の中で、所得の水準が一番高いのは二種兼業農家、特に大都會周辺の二種兼業農家の所得水準はきつめて高い、こういう話をしておりました。これは畜産局長はその実態をどういふふうに把握をしておるか。農業は道楽であるわけじゃないのですから、所得を目標に働いておるわけですか。どうして二種兼業農家の所得が、膨大な設備投資をして畜産専業で働いてゐる農家よりもぐんと高いのか、それをどういふふうに把握をしておるか、ひとつ話しをしてみたい。

○大場政府委員 私が御答弁申し上げるのが適当であるかどうかはわかりませんが、現実には二種兼業農家は都会の他の産業部門の方へ働きに出かけていて、かなり高い賃金水準というものを獲得している、その片方において生活の基礎としての農業といふものを営んでゐるというよりな形で、これはある意味では、単純なサラリーマンあるいは純粋農家よりも、いまの経済環境のもとでは相対的に高い所得水準を保つてゐるということは事実じゃないかと思ひます。

○美濃委員 もう一つお尋ねしますが、現行の保証乳価の中で保障されておる家族賃金は六百八十円ちよつとですね。これは農林省の皆さん方の賃金に当てはめたらどのクラスの賃金に該当するのかわかりません。最近では日曜日と休日も多くなつております、土曜日は半日ですから、大体二千時間ちよつとでしよう。その時間に一時六十八円を掛けると百万ちよつとですね。高校卒初任給はことしの春闘が終わつて賃金改定が終われば、何ぼになるかはまだはつきりしてゐませんが、何ぼでも、百万をちよつと超しますね。酪農家の家族賃金といふものは、農林省の皆さんの所得に当てはめれば高校卒初任給に該当しは保証されてゐない。どうですか。

○大場政府委員 農林省の職員の給与ということになりますと、私は秘書課長じゃありませんのでちよつとわかりませんが、いま御指摘になりました賃金の単価は、加工原料乳の主要な生産地帯、具体的に申し上げますれば昨年の例では北海道とそれから青森でございますが、そういう一帯一帯の五人以上の製造業労働者の単価をとつてゐるということでございます。それとほかの国家公務員その他の賃金水準といふものは、これは都会においてもその業種等によつてゐる賃金水準に差があると同時に、差があるのは当然だろつと思ひます。

○美濃委員 そういう問い方はしておらぬので、まず第一に農林省の皆さんの所得に当てはめた

らどうなるのかということを知っている。どうですか。

○大場政府委員 いまそれを当てはめたらどうなるかという具体的な数字をちょっと持っておりませんけれども、とっさのお尋ねでありますからそれは後で調べてみたいと思いますが、それはもちろん農林省の水準に比べれば恐らく低いだろう、その水準そのものを直ちに比較すれば低いだろうとは思っています。

○美濃委員 私は高校卒の初任給に該当する、こう思います。

次に、いま局長から話がありましたが、統計事務所では調査する方も調査される方も極秘ということをやっておりますから、ここで私はこの調査がどうだということ具体的なことは申し上げませんけれども、いま言われた加工原料乳地帯の五人規模以上の製造労働ですが、私の所在する町も加工原料乳生産地帯なんです。加工原料乳生産地帯というのは言い換えれば過疎地帯なんです。過疎地帯や都市ではございません。ですから、五人規模以上というものはまずないわけですね。五人規模、小さい町の木工場とかそういうものですね。そして経営者の所得は入らぬわけだ。そこで働いている人を私どもは調べておりますけれども、たとえば金銭出納や帳づけをする帳場あたりは、そういう小さい企業になりますと、農林省で言うなら局長さんや課長さんのような高給者を使用する経営条件ではとてなく、大体その所在の役職を定年退職されたような方がその裏におりますから、そういう方が年金をもらって老後の生活がいくで働く。年金をもらっているんだから家族手当も何も要りませんというところで、月額——ここで具体的な金額の表示はしませんけれども、そういう条件で、そして高い賃金でない状態で働く者が全部収められているわけですね。また製板にした板を結束するとか何とかいうのは町の奥さん方が行っているという客体がかなりあるわけですね。その賃金が収束されて、それでこれをしたんだから、酪農民はそれで生活で

きるじゃないか、そうはなりません。たとえば、もう一つ申し上げておきますと、役所の賃金で言えば高校卒初任給の賃金しか保障されていない。皆さん方係長さんになり課長になり、あるいは局長になり、その賃金で家族の人、息子さんを高校へ出して、あるいは人間の最終目的として大学まで出して子供の教育をしておられるが、高校卒初任給の賃金でそんなことがやれるのですか。収める方がおかしいのです。そういう客体を対象に収めたもので、これはいんだという物の考え方ですね。ですから期せずしてその賃金は高校卒初任給に相当するの積算にしかならない、こう申し上げておるのであります。どうですか。

○大場政府委員 これは制度に対する認識の問題と実は関係するだろうと私は思います。現在の不足払い法は生産費をもとにして保証価格を決めておるわけでありまして、それはたびたび申し上げておきますように、加工原料乳の主要生産地帯における生乳の再生産を可能にすることを旨として決めるということになっておるわけでありまして、ですから単に賃金だけの問題ではございませんで、すべての原価要素も、原価費目も、やはり加工原料乳の主要生産地帯のそれをもとにして生産費を積み上げていくということがルールになっておりますから、賃金も当然加工原料乳地帯の賃金とされている。ただ、その場合に五人以上の製造業労働を飼育労働には適用している、こういうことではないかと思うわけでありまして。

それから非常に賃金が低いとか所得が低いとか、そういう議論がございしますが、やはり加工原料乳の不足払い制度というのは、これもたびたび申し上げておりますが、加工原料乳生産地帯が生乳に売りたいくてもなかなか売りにくいというマーケット上の不利を経過的に補う、そういう意味に制度としてはなっているわけでありまして、一種のその差額を名前のとおりいわば不足払いをする、そういう制度でございまして、すべてこれ以上価格形成をしてはいけない、これが統制価格だ

という意味合いのものでもございせんし、制度の趣旨、それから法律の規定に即しても、やはり加工原料乳地帯におけるすべての生産費目のとり方はその生産地帯のものをとるというのが妥当ではないかというふうに思っているわけでありまして。

○美濃委員 答弁をそういうふうにはぐらかしますが、私は家族労働について言っているのではありませんが、私は家族労働について言っているのではありませんが、体系から言うなら、保証価格を解部しますと、中には適正に評価されているものもありまして、購入飼料とかそういうものは、大体現実に近い把握が行われておると思いますが、労働について申し上げますと、そういう条件でありますから、現行保証価格で専業酪農民が生活するという事になったら、倍働かなければならぬわけですね。四千時間働けば、倍働くことになりまして、辛うじて生活ができるという条件であります。その実態は、局長覚えておるでしょう、酪農専業農家は年間何時間働いておるかということ。生活するためににはしゃにむに生産をしなければならぬ。膨大な設備投資をしてしまつて、やめるといってもつくった牛舎やサイロを処分しても、とてもじゃないが負債総額に見合うような価値はない。もう石で手を詰めたようになつて、やめるわけにいかぬ。抜き差しならぬからしゃにむに働いて、量産によつてかろうじて生活しようとして、四千時間、五千時間、私の記録している最高は、夫婦で六千時間ですね、一人三千時間ずつ働いておるのです。だから、その姿を見て、私もずいぶん苦労しておりますが、農家の後継者はなかなか嫁さんをもつことができない。そういう事態すら発生しているわけですね。今日、日本の戦域の中で、農林省の皆さん方が嫁さんをもつとすればより取り見取りじゃないのですか。引く手あまたで求められるのじゃないですか。そういう状態が起きておることをあなた方は十分知っておるはずなんです。知らぬでやっておるとは、私は思わない。ですから、去年の牛乳の伸びあたりも、間に合うから伸びたという考えを持ったら

大間違いですね。そういう原因を解消する乳価にしたら、乳量は減りますよ。どうにもならぬから、しゃにむにやっておるということなんです。

最近結核という病気の死亡率はぐっと減りましたけれども、昔は結核にかかればなかなか治らないと言われた。結核患者あたりが死亡直前になったら一通ちよつと回復の症状を示したもので、私はそういう状態だと思つておる。去年の乳量の伸びは、最後の土壇場に追い込まれておるのだ。それをあなた方は、私が言ったような患者をこれはよく見たと見ておるんじゃないですか。本当にそう思つておるのだしたら、起きておる現象、畜産農家の苦しみとあなたの方の感覚との間には食い違いがある。

もう一つは、それを認めれば政府原案をすばつと出さなければならぬから、いろいろ財政的な問題なんかがあつて、いま局長段階ではそれを解消することができないから、やむを得ずこういう態度をとつておるか、腹のうちではこれは気の毒だと思つておるか、それともいま私が申し上げたように、もう死期に近づいて回復症状を示したものをよく見たという観点に立つてながめておるのか、どちらなんです。

○大場政府委員 私は、死ぬ間際の人間がまたちよつと元氣を取り戻す、小康を取り戻すというぐあいに悲観的には、率直に言つて見ておりません。やはり酪農はつと順調に伸びてきて、確かに四十八年、四十九年というような畜産危機の過程で停滞して伸び悩みを見せましたけれども、しかしまた五十年、五十一年という形で順調に伸びております。やはり回復期に入つてきているというふうに見ていいんじゃないか。もちろん従来みたいな急激な伸びを望むのはやや間違いだと思ひますけれども、安定した成長路線は歩み得るのじゃないかと思つております。ですから、それほど悲観した見方をする必要はないと思つております。それからもう一つ、現在の生産が順調に営まれ

ている状況を見て、酪農経営は楽だというふうには申し上げたことは一回もないわけでごさいます。一ころの谷底から逐次はい上がって、落ちつきをだんだん取り戻してきているのじゃないかということは申し上げた記憶はございますが、そういうふうに認識しております。

○美濃委員 少し見方が甘いですね。そういう見方で畜産局長を長くしてもらつと、全国の畜産農家の経営をますます困難に陥れる。やはりこういう財政上の現実その他がございますから、直ちに局長の力だけで解消できるかできぬかは別としても、少なくとも見方だけはしっかり見て、これはこうしなければならぬという方針が今度誤つてしまったのでは、これは物の判断が狂つておるのでありますから……。さっき言った、死期に近づいた病人が回復症状を示したというのは、あと一週間、二週間で死亡に至るわけですが、その一週間、二週間でいましておる農家がばたばたといつてしまふということをおるんじゃないけれど、そういういま行われておるような算式で、こういう押しつけた価格でいくと、これはもうもちろん後継者は残りません。いまやっておる人は、履歴書を持ってどこかに勤めるといふことはできないから、しょうがないですよ。いまやっておる者はもう中年齢になつて、どんなに苦しくても、年間四千時間働いても六千時間働いても、やめてこじきをするわけにはいかないです。どこか新しい場所といつても、それはならないです。後継者は残らない。だから、長期的に日本の食糧自給なんというにはならない。いまの政策では、そういうふうな農業が崩壊してくる。それを申し上げているわけです。

あなた方は、もう一遍現実というものを再検討してください。そういう間違つた方式で物が判定されると、もう一遍申し上げておきますけれども、現実にはわかつて、あなたの手元で直ちに解決するにはなかなか困難が多いというところは、私もわかります。しかし、見方だけはしっかりしてもらふねと……。見方はしっかりしておるの

だが、畜産局長という立場においてそれを全部直ちに解消できるかどうか。私は、畜産局長という立場にそれほどの力があるとは思いません。やはりこれは政治の方向を決めて、機構的に言うなら、農林大臣があなたの方の意見を入れて、どうか、そういう現実になつておるのなら仕方がない、ここまでやれ、農林大臣とあなたの方でどういふ話し合いが行われるような行政が欲しいわけですね。あなたの方は、物の見方が違つておつて、大臣にそういう進言もしない。やはりそこまでいかなければならぬ。いろいろな問題にあなたの方で正しく認識を持つたとしても、直ちにあなたの手元で解決できると思わぬ。しかし認識だけは間違ひないようにしてもらふねと困る、こう思います。次に移ります。いろいろ問題は多いわけですが、けれども、きょうは労働問題だけで終わると思います。

せっかく統計情報部長に来ていただいたわけでありましたが、たとえば同じ乳価で、片や指定乳製品指標価格というのがありますね。この指標価格を計算する乳業のコスト、この中で、乳業会社の企画部、管理部、その人件費やそこで使つておる事務人件費が経費の中から除外されておるというものはないわけですね。あるいは砂糖の価格は計算されている。企画管理というものは全部コストに計算されておるわけですね。どうして農業だけが、農家がいろいろの用件で、たとえば年末、負債を農協の間で証書を書きかえて始末するとか、なにかいふことになつたら、組勘残をどうするのだ。農協から絶えず出てきてくれ、出てきてくれと言つて、三日や四日かかるわけですね。年末の組勘残の始末をするなんかいつたら、やはり二、三日かかりますよ。保証人のところに行つて頭を下げて保証人に判を押してもらつたり、とんでもない苦勞をしておるわけですね。そういうものがあるあなたの手元では全部遊んだことになつちゃうわけだ。農家はそういうものがなければ全然経営にならないのです。他の方はなつておる。他の方になつておるのはあたりまえなんだ。言うなら

ば、指定乳製品指標価格の計算が行われるとき、乳業のそういう部門の、銀行へ行つて管理課長や総務部長が金融折衝をした、その資金は全部入つておるのでしょうか。ちゃんと抜かれておりませんよ。それがあたりまえだ。入つておるのは、おかしいと言ふのじゃない、あたりまえなんだ。農家の方だけはそれが時間に入らないというのだ。全く農家の経営主が遊んだことになつちゃう。乳価を算定する、労働時間の対象にならない。こんなばかげた話は私はないと思うのです。いつか来た農林統計はそれが変わるのか。まあ二、三年前ですよ。そういうことが起こつて、もうそういうことが農林統計で解消されぬのであれば、そんなもの委託農家は返上します、意味のないことを統計事務所から囑託されて協力しても意味がないから、これは返上するということが起きたことは御存じでしょう。ああいう段階を経て、そういう点についても十分考慮するからということで、また農家ははじめに統計事務所の要請に応じて記帳事務をやつておるわけですね。どうしてそれが入らぬのですか。それはどこから入れるなという指示があるのか。部長が入れようと思えば入れられるのか、あなたに入れようという意思がないのか、ここで明らかにしてもらいたい。どこから、上の方から、そんなもの入れるなという指示があるなら、それをこではっきりしてください。そうすれば、私もその根拠を解決していきたいと思ふ。しかし、部長の範囲でこんなものを入れる必要がないとあなたは判断したのか。きょうはそこをはっきりしてもらいたいと思ふ。

○白根説明員 ただいま先生からのお話にございました内容につきましては、前々国会でも一応議論になつたように私記憶しております。それで価格の算定に当たつては、企画管理関係の経費につきましてどう考えるかというのはいくつか御説がございまして、先生のおっしゃるとおりのような議論もまさに行われております。ただ、私どものいまの生産費調査と申しますのは、

これはこの前もお話し申し上げましたように、直接個々の、たとえば生乳でございしますれば生乳の飼料生産に直接要した経費でございします。それを直接的に把握するというのを目的にしてやっておりますから、その範囲には入らぬということ、従来のいわば圃場原価というかつこうでは入っていないわけでございます。その理由をいたしましては、先ほど来、私の方のたてまゑとして圃場原価でございしますということが一つございしますけれども、把握の仕方といたしまして、いわば打合せとか研修会とか、そういう企画管理的なもの、計測のいろいろな問題がございします。と同時に、当該生産に直接要したものはそのうちいかなる部分なのか。たとえば、当年度まるまる要したということになりますれば、では次年度はゼロなのか、こういうような計測上、手続的ないろいろな問題もございします。そういう方法論的な非常にむずかしい問題もございします。現在調査しておらないというのが現状でございます。

○美濃委員 時間がちよつとオーバーしましたのでこれ以上できませんが、わかりました。それはいまの調査方法から除外しておるわけですから、これは改めて、そういうことで直接圃場に要した労働だけが集録されて、時間の補償対象になる。いわゆる経営のために労働を要した分は全然集録されない、そういうものじゃないわけですから、それはやはり今後の調査の中では、きょうは時間の関係で処理はできませんが、どうして入れるようにしなければならぬと思ふ。正しい把握ができなければならぬわけですよ。あれだけ苦勞して、本場に経営の労働ですよ。経営労働が全く除外されてしまつて、農家だけは、経営的に本場に神経を使つて歩き回つたものが全く遊んだことになつてしまつて、家族労働の対象にならないなどというばかげた話はありませんか。でありますから、何としてもこれは解決せねばならぬと思ふ。あなた方も十分検討してもらいたい。もう検討はしてもらつた段階じゃないわけ

すから、速やかに実行する段階を考えてください。

きょうはこれで終わります。

○白根説明員 たいだいの点、いろいろ問題がございまして、先生すでに御承知と思えますけれども、一般の企業会計でございまして、いわば本社経費として扱っている部分が非常に多いわけでございます。したがって、計測の方法といたしましては、従来の私どもの生産費というものと同一ような計測の方法かどうかというのは非常に疑問があるわけでございます。その辺は、先ほど来、技術的にいろいろ割りの問題でございまして、いかば一般的なままの議論の生産費調査と大分仕組みを今後検討してみたいとかぬのだからというふうな感じがしておるわけでございます。したがって、直ちに調査といひましても非常に困難というふうに現在のところ考えております。

以上でございます。

○金子委員長 この際、午後一時三十分より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時四十一分開議

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。松沢俊昭君。

○松沢俊昭委員 午前中も畜産問題につきまして質疑があったわけですが、私もやはり、日本の農業を進展させるためには、何としても農民の生活が安定しなければ発展させるわけにはまいらぬわけでありまして、その農民の生活を安定させるには価格政策というものが非常に重要であらうと思ふわけなのであります。この前、農林大臣の所信表明に対しますところの質問をした際におきましても、農林大臣は、やはり価格政策というものは非常に重要である、こういうことを御答弁

されたわけなのでありまして、そういう立場に立つて御質問を申し上げたいと考えるわけなのであります。

そこで、価格となりますと、米価もありまして、麦価もありまして、それから牛乳の保証価格、食肉の安定価格、いろいろあるわけでありまして、やはり一番問題になるのは、米価等におきましても議論が出てくるわけなのであります。が、午前中も美濃委員の方から御質問がございまして、農家の労働意欲をどのようにして評価をしていくか、これがやはり基本になると思ふわけなのであります。そういう点から御質問申し上げたいのでありますけれども、保証価格の問題につきましては、局長の方からは、方式はいままでとってきたところの方式を踏襲していきたいという話がございました。そこで、その方式の中の農民の労働費、これを見ますと、米価のとき使われたところの労働費も、製造工場の五人以上、そして九百九十九人までの規模の賃金というのをとらえているわけなのであります。しかし、この場合は同じ五人規模でありますけれども、そのところは全国平均ではないのでありまして、これは北海道と岩手の地域の賃金をとっておられるわけなのであります。

そこで、農林省の方から去年出されたところの「各種農産物の収益性」というのがございまして、けれども、米価の場合におきましては一日当たりの労働報酬というものが五千六百七十五円、それから牛乳の場合においては四千十五円、米価と比較いたしました場合には依然として牛乳の方は低い状態に突はなっているわけなのであります。

〔委員長退席、片岡委員長代理着席〕

そこで聞きますけれども、やはり他産業並みの所得というものが保証されなければ農業というのは持続するわけにはまいらぬわけでありまして、少なくとも米価がこういうふうにして算定されているということになれば、牛乳の場合においてもそのようにして算定するというぐらゐなことは考え

た方がいんじやないかというふうに私は考えますけれども、この点、政務次官も来ておりますので、政務次官からまずお聞かせ願つて、そしてまた局長の方から御答弁いただきたい、こう思うのであります。

○羽田政務委員 お答えいたします。

実はそのようなお声というものは、方々からの要請でもお聞きしておるわけでありまして、ただ、農業生産というものはそれぞれ形態が異なっておりますのでありまして、非常に時間を要するもの、あるいは非常に時間が少なくて済むものがございますし、なお、お米につきましては国家で統制しておるものでございまして、その辺の事情がございまして、即ちお米のあれをそのままとらえていくというのは非常にむずかしいのじやないかというふうに思ひます。

○大場政府委員 加工原料乳の保証価格の算定の考え方といたしましては、主要加工原料乳における生乳の再生産を確保することを旨として云々という規定がございまして、それに基いて算定しているわけでありまして、そういう意味で、米の場合の統制あるいは国家管理というふうなものとはやはり形も違つています。牛乳の場合におきましては、これは飲用牛乳も含めて自由な価格形成になつており、自由な取引になつておりました、その場合の飲用乳と加工乳のいわゆるマーケットの不利のギャップを経過的に補てんするというのがこの制度の仕組みになつておりますから、根本的に制度の仕組みが違つておるわけでありまして、米と比べて酪農の重みを決して軽く見るわけではございませんが、農業生産の中で占めるウェイトとか、あるいは家計支出の中に占める問題とかさういふものを考えれば、おのずからやはり差異が出てくる、こういうふうなわれわれは考えております。それで、そういう観点から、飼育労働につきましましては加工乳の主要生産地帯であるところの製造業労働をもつて評価がえしている、こういうような事態になつておるわけでありまして、

○松沢俊昭委員 それではお聞かせ願ひたいと思ふのでありますけれども、飼育労働と自給飼料の生産労働、この二つに分けておられます、去年の場合には、飼育労働の場合においては一時間当たり六百八十一円二十八銭、それから自給飼料の生産労働の場合におきましては、農業臨時雇賃金四百三十七円八十九銭、こういうふうに分けられて計算になつておりますが、これは足して平均して出しておられるわけですが、これは畜産局では通用するかもしれないけれども、一般の飼育労働の場合においては六百八十一円二十八銭にしておきながら、この場合においては下がったものを足して二で割るという方法というのはこれはどう考へても理屈に合はぬと思ふわけなのであります。局長は一体どう考へておりますか。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

○大場政府委員 一般的に農畜産物の生産費を計算する場合、自家労働の評価を何をもつてするかというところは議論になるわけでありまして、従来は農村日雇賃金というものをもつて評価がえするというのが農畜産物生産費調査の一般的ルールであつたわけでありまして、具体的に保証乳価の算定に当たつては先生が御指摘になりましたように、どうしているかということになるわけでありまして、飼育労働につきましましては、先ほど申し上げましたように、五人以上の製造業労働で評価がえしていることとありまして、これはどうしてそうなつておるのかというお尋ねでございますが、これは何回となく繰り返して申し上げておるわけでありまして、やはり酪農の飼育労働の特殊性、つまり年がら年じゅう牛についていなければならぬ、そういう周年の拘束性の問題だとかまた同じ日でも朝から晩までずっと牛の世話をしていなければならぬ、そういう問題、それから容易に他の労働にとつてかわることができない熱練性の問題だとか、そういう特殊性があるというふうに認識して製造業労働に評価がえしている、こういう経緯になつておるわけでありま

す。一方牧草をつくる労働につきましては、これはまさに他の耕種農業における労働と同じようなことでございますから、従来は日雇い労賃という形で評価していたわけでありまして、しかし現実にはこの三年の経緯を見ますと、それに製造業労賃を足して二で割る平均値を採用しているということがこの三年の経緯にはなっているわけでありまして、その経緯はどうしてかと申しますと、私の記憶では、ちょうど四十八、九年の畜産危機がございまして、その後遺症が非常に治り切らないのがこの二、三年であつたというふうに思うわけでありまして、なぜ平均をとつたかということでございますが、あの当時においては畜産危機の後遺症に伴う経営圧迫要因があつたということ、それを緩和する必要があつたということ、それから同時にそういう中で飼料穀物の世界的な需給がタイトになってきている、堅調になってきている、そういった中で緊急に飼料作物の増産を刺激する必要がある、こういう観点から、いろいろ議論があつたわけでありまして、農村日雇い労賃とそれから製造業労賃の平均値を採用したというのがたしか四十九年であつたと思うわけでありまして、引き続き五十年、五十一年とそういう制度を採用している、こういったことでありまして、来年度どうするかということにつきまして、いま内部でまだ検討中でありまして。

○松沢(俊)委員 私が聞きたいのは、理屈に合わぬやつは、これはだれがあれしたところで、これはいまそういうあなたが御答弁されたようなそのことによつて納得しましたとは言わぬと思うのですよ。やはり政府は、生産農民が納得のできるような、酪農民が納得のできるような、そういう計算をすべきなんじゃないだろうか、こういう指摘をしているわけなんです。そういう点で、ことしは検討する、こう言っておられますが、検討するということとは理屈に合うようにして検討するわけなんですよ。

○大場政府委員 そういうようなことはまだ決めておりませんので、そういう意味で検討中である

ということをお願いしたわけでありまして、いすれにいたしましても、ことしは従来の日雇い賃金というものをかえまして統計情報部でも新しい農村労賃というものを集計してそれを生産費調査のデータに使つておりますから、そういったものをどうするか、それとの兼ね合いで検討していきたいと思つてはいるわけで、まだ態度は決めておりません。

○松沢(俊)委員 これも美濃委員の方から指摘されているわけなんです。重復を避けたいと思ひますけれども、企画管理家族労働時間ですね、これが全然入っていないわけなんです。しかしこれがなければ酪農経営ということではできないことになるわけですね。これはなくともできるのか、あるいはなければできないのか、その点はつきりと答えていただきたいと思うのです。

○大場政府委員 企画管理労働というのは具体的に何を指すのかという問題になるわけでありまして、酪農家がいろいろ勉強なさつたりあるいは簿記をおつけになったり、研修会に出席したり、そういったこともあるいは入るのじゃないかと思うわけでありまして、それは酪農経営の中でそういった行為というのは必要だというふうに私は思つております。しかしそれを原価要素として採用するかどうかということにつきましては、これは先ほど統計情報部長が御答弁申し上げましたように酪畜産物、これは畜産物だけの話ではございません。すべて、畜産物以外の耕種農業全般にわたる——酪畜産物の生産費の中にどう取り入れるかという問題と実は関係するわけでありまして、その一般的なルールに私どもは従いたいと思つてはいるわけでありまして。

○松沢(俊)委員 これがなければやはり経営というものができないということになれば、当然統計情報部の方で資料がないとなればならぬに農林省が計算をする場合においてはやはりそれなりのある程度のものは入れなければならぬんじゃないんですか、どうですか。

○大場政府委員 統計情報部でもその捕捉あるい

は分離、そういったこと自身の技術的な困難性というものを訴えておられたわけでありまして。統計情報部でできないものを私どもの方でやるということもこれも非常にむずかしいわけでありまして、それから先ほど申し上げましたように、原価算入するかどうかという話は、農畜産物全般の問題として、一般原則としてどうするかという問題とまさに関係するわけでありまして、乳価だけというふうな形でそれは議論はちよつとできない。一般ルールに、私は内部でいろいろ検討していただいて、その内部の検討に従いたいと思つてはいるわけでありまして。

○松沢(俊)委員 それから次に乳脂率の問題でございますけれども、こういう要するに生産費及び所得補償方式ということになりますと割り算ということになるわけでありまして。その牛乳の乳脂率を三・七五ですか、これを三・二に引き伸ばして分母を拡大してそして答えを出す、こういう仕組みになっているようでありまして、こういうふうな計算をやつた場合におきましては、やはり伸ばしたもののそのものにも補給金を出すというのが理屈になるようでありまして、その点はどうか。

○大場政府委員 私どもは、補給金を計算するときには乳脂防率三・二%というのが従来のこれは生産者とメーカーとの間の取引慣行基準になっておりますから、それに基づいて補給金単価を計算し交付しているということでありまして。農家が実際に受け取れる価格は、これはメーカーと農家との間で決められるわけでありまして、私どもが定める保証価格はあくまで管理価格ではございませぬ。天井をこれと抑えるという価格でもございませぬので、いわば最低限の保証という意味での価格でありますから、実現価格はどうかという問題と、いまの御質問は関係するわけでありまして、それは、たとえば北海道の例で言えば、乳脂防率〇・一%につき一円というふうな脂肪格差をつけて払つていますが、それが適正であるかどうか、こういったことでありまして、これは結局メ

ーカーと生産者団体の間でいろいろ長い取引などの中で決められている事柄でありますから、それはそういった形で解決していただくということが筋道じゃないかと思つてはいるわけでありまして。

○松沢(俊)委員 三・五七の間違ひでしたけれども、三・五七を薄めて、そして大きくするわけですからね。そうして計算するわけでしょう。それはそれでわかりますけれども、そういうのであるならば、補給金の場合においてもそのキ数に應じたところの補給金を出したらどうか、こういうことで、これはやはり農業者団体等におきまして政府に対して要望しているわけなんです。

ですから、これは要するにあなたの考え方かもしれませんが、これは要するに農業者団体の考え方があるきり非合理的なものであるとは私は考えられないと思うわけなんです。したがって、そういう要望が出てくるのに、あなたの方ではあくまでもやはりいままでどおりの方法でいかなければならない、こういうことなんですか。

○大場政府委員 この問題は、結局乳脂防率の格差をどうするかということとをメーカーと生産者団体でお決りになって、それをどう変えるかということに關係するわけで、それによつて三・二%という——実際は三・二より高い乳脂防率のものが北海道等で生産されているわけでありましてけれども、内地でも同様であります。そういうものに見合う実現価格というものをどうやって決めるかというところじゃないかと私は思うわけでありまして。

○松沢(俊)委員 局長、この農林省の見解というものはいまきの日本農業新聞に載つてはいるわけなんです。それで、これを見ますと、畜産振興審議会が二十八、二十九と二日間行われる、こうなっているわけなんです。審議会に諮問して、そして政府の方で答を出す、こういうことになるとは思ひますが、この見解からいいますと、要するに、生乳生産の増大、それから牛乳、乳製品需要の緩和、こういう状態の中で、限度数量が十数万トンオーバーするところの見込みである、そういうようなことも書かれておつて、

結局財政負担から引き上げをやるというのは非常に困難なんじゃないか、こういう見解なんです。

【委員長退席、片岡委員長代理着席】
それを審議会の前に出されたということは、一体これはどういうことなんですか。

○大場政府委員 畜産局が御説明いたしましたのは、最近の生乳の生産状況、それから飲用乳の消費状況、それから乳製品の需給状況がどういう推移をたどっているかということ、あるいは価格の状況がどういふふうになっているかということの一般的な概況を申し上げたわけでありまして、それから、財政負担が大変だから価格の引き上げというものはむずかしいというようなことも言ったことがございます。ただ、これはたとえ保証価格を一円上げればだけ財政支出がふえるかどうか、そういったことは機械的に算出ができるわけでありまして、あるいはことしの限度数量のオーパー分を見れば機械的に、仮に十五万トンとすれば三十六億金がかかるか、そういったことは御説明した覚えがありますが、そういうことにとどまっております。

○松沢(後)委員 それに對しまして、農民団体からもまたこれに對するところの見解というものが出されております。
そこで補給金の問題でありますけれども、あなたの方で出された見解には、一戸当たりの平均補給金等受取額は百三十九万円、所得額に占める不足払いの割合は四五%にも達している、こういうことから今後財政的な点から見て大変困難である。その次にはまた、保証価格をキロ当たり一円上げると三十六億円になる。こういうようなことで、何か価格を上げることを極力やらないというところの見解だと思ふのです。

そこで農民団体の方では、補給金は、所得の補償といふこともあるけれども、生産費と所得双方に支払いされているところのものであるという解釈に立っているわけなんでありまして、そういう立場からすれば、これが何かばらばらな所得補償

をやっているような見解を示すということは、少なくとも法律を知っておられるところの農林省としては、これはやはりおかしいんじゃないか、こういう反発をしているわけなんです。それに対してあなたの方ではどうお考えになりますか。

○大場政府委員 私どもが御説明した資料が大部分話題になっているようでありまして、実はこれはことしに始まったわけではございません。毎年同じような需給事情というものはよく御説明しているわけでありまして、ことさらにことしに限って特に意図的にやったという、そういうつもりはないわけでありまして、

いま御指摘になりました、所得の中に占める補給金のウェイトというものも、これも従来説明を申し上げていることで、特にことしだけやっということではございません。ただ客観的事実として、統計的データをもつて計算すればこうなっておりますと、事実問題として、所得の中に占めるウェイトがかなり高いことは事実であります。四五%であるということは統計的、平均的な数字として御説明したということは事実であります。

○松沢(後)委員 時間がございませぬから、豚のことを一つだけ御質問を申し上げます。この豚の算定方式というのは実勢方式、こういう方式がとられているわけなんですけれども、私たちは、実勢方式では実際上農民の所得を補償しない。そういう立場からして、やはり農産物の米なんかと同じように、生産費及び所得補償方式を採用すべきであるという主張をやっているわけなんです。そういうような立場に立っているわけでありまして、農林省の方ではいままどおりやはりこの方式を踏襲していくというところの答弁もございませぬが、そこで問題になりますのは、基準年度の豚肉生産費を計算する場合におきまして、四十五年基準の実質生産費に修正をしまして、そして修正をした実質生産費から価格決定年の実質生産費を推定する、こうなるわけです。ですから、つまり要するに、基準年の

豚肉の生産費を一たん四十五年に戻すわけですね。戻して、出すのは一つの傾向を出すということだと思ふますが、傾向を出して、そしてその傾向をそのまま生産費、要するにことしの推定生産費、これを出すわけですね。それからまた四十五年の基準の物価上昇で物価修正して、基準年それから価格決定年の豚肉生産費を算出する、こうなるわけですね。その場合、生産費の場合におきましては、これは推定するのですから、一年先のものを推定するわけですね。それから物価修正をやるといふ場合におきましては、これは一年間見通しておやりになるのですか。

○大場政府委員 いま御指摘になりましたように豚の場合には過去五年でありまして、五年間の実質生産費、これは物価指数でデフレートして決めるわけでありまして、実質生産費で並べて、そしてその傾向線として来年度、五十二年度の生産費を推定して、それをまた名目生産費に換算して、それから最近時点、つまり五十一年度の十一月からことしの一月までの物価指数でそれをアップさせる、そういう形で見ているわけでありまして。そのときに、もちろん現在時点においてははっきり明らかなもの、たとえばえさ価格を値上げするとかあるいはその他の公共料金等の値上げがはっきり確定している、そういう確定的なもの、予見できるもので何も客観的に疑いのないものは採用している、こういったルールをやっているわけでございます。

なぜ傾向値をとって推定しているかということでございますが、これは御存じのとおり豚の合理化の過程あるいは経営規模の拡大の過程で非常に激しく生産費、生産の構造が動いているわけでありまして、それをもとにして、固定的に直前だけをとりとめることは問題でありますので、そういう合理的傾向を投影させている、こういった形でございます。そこではかのも見ないのかというお話でございますが、これは客観的事実として現在時点ではっきり把握できるものは見る。えさでも何月かから――仮にたとえば現在時点で値上げ

しているものならそれを見る、そういった形で見ているわけでありまして。

○松沢(後)委員 これで終わりますけれども、それは理屈に合ふぬと思うのです。片一方の方は一年間見通して、そしてその修正をする、片一方の方は見通すわけにはまいらぬわけなんです。それから、五十二年から五十二年の一月までのものを出して、そこで掛け合わせていく、こういうことになりまして、たとえば春闘で賃金が上がるといふ、上がる部分というものは、これは認められぬと、こうなりますし、それから一方ずつと過去五年間の趨勢というものをからいたしますならば、やはり経営の合理化等が行われておりますから、労働時間というものが短縮されているわけなんです。

ですから、片一方の方はマイナス面というのがたきさん出てまいりまして、片一方の方はプラス面を出さないもので掛け合わせて価格を出していくというやり方というものは、やはり低農畜産物価格を強行するところのやり方になるんじゃないかと思うのです。私は率直に申し上げますけれども、乳牛の場合におきましてもあるいはまた肉豚の場合におきまして、あらゆるところの農畜産物というのは全く農民が理解できないような計算のからくりによつて低く抑えられている、これだけは私は間違いないと思うわけなんです。

その一つのあらわれとして、この肉豚の価格を出す場合においても、このようにして、ややこしいやり方をとりながら結果的には安く決める、こういう方法がとられていると考えるわけなんです。畜産振興事業団等におきまして買上げたものなんでしょう。四十二年からほとんどないというような状態になっているのでありますけれども、この数年間におきまして、豚の価格が暴落をして大変困った事態というものが何回あったわけなんです。何回もありましたけれども、こういうような方法で決められているものでありますから、したがってその価格安定帯というものが事実上役割りを果たさないという状態に入っていると

私は思うわけなんです。だから、これがあっても豚肉の価格等をどうすることもできない、こういう状態であると思いますので、やはり実際の経営と安定帯というものがちゃんと結びつくような方法に改善を加えていかなければならぬ時期だと私は思います。畜産振興審議会がありますならばやはりそういう立場に立つて政府の考え方を示してもらわなければならぬじゃないか、こう思うのですが、この点はどうでしょうか。

○大場政府委員 いま算定方式、それから値を含めて検討中ですが、いずれにいたしまして、この制度は価格の支持制度とかそういうことではないわけでありまして、いわば価格の暴騰、暴落を防ぐ、その安定帯の中に価格水準というものを定める、そういう程度の制度でございますから、そういう制度の趣旨に即して私どもは価格の作業をしていきたいと思いますわけでありまして。

それから買い入れがなかったというお話は、確かに四十一年のときに買いまして以来買い入れということはありませんが、しかし不幸にして昨年最低価格にほとんど接近したということがございます。しかしそのときにはいろいろ、小売価格の引き下げによる需要の喚起とか、あるいは生産者団体の協力を得まして調整保管をする、そういった措置によって市況の回復をし、現在幸いにして豚肉はかなり上限の方に近くなっておりまして、一時は下限すれすれのところまでいったという経緯があります。そういった努力をやはりわれわれとしては払わざるを得ない、もちろんしなればならないわけですが、そういった払った経緯もありますので、それはいまの安定帯制度がかなりわれわれにそういった努力をある意味では強いている。小売価格の引き下げのために政府が努力しろ、しなければ大変だとか、あるいは生産者団体にいろいろ金利倉敷料をめんどうを見ることを約束して、そうして調整保管をお願いをして市況の立ち直りを図るとか、そういった努力を政府に対して強制しているという面があります。

で、私は私なりに現在の安定帯制度というものはかなりの意味があるというように思っているわけでありまして。

○松沢(俊)委員 これで終わりますが、とにかく豚の上限を上の方にしている月数というのが非常にたくさんあるわけなんです。本来からするならば、上限と下限の線を出ないようによつていくというものがこの安定帯の使命だと思ふのです。ところがみんな—みんなというわけではないですが、大部分は出ているわけなんです。出ているのは切って販売価格として計算の中に入れてこられるわけなんです。そういう点からしますと、安定帯があるならば、やはりその安定帯の枠におさまるような、そういう中心価格というのを決めるように努力してもらわなければならぬと思うわけなんです。そういう点で、まだまだこれは改善するところの余地というのは十分にあると思ふのです。時間がございませんで、やめますけれども、これは十分検討してもらつて、そうして畜産農家が安心して経営のできるような努力をしてもらいたいということをつけ加えて、質問を終わります。

○片岡委員 馬場昇君。私には畜産農家の経営の改善と生活安定について具体的に質問をいたしたいと思ふ。私の地元の熊本県下益城郡城南町塚原というところに豊田養豚団地というのがございまして。私は、今週の日曜日、二十日の日にそこを訪ねてまいりました。その養豚農家から五十一年度の詳細な経営実態というのを聞いてまいりました。内容を申し上げますと、五十一年度の肉豚の販売高が八千七百五十一万一千三百七十七円、これが五十一年度の肉豚販売高でございます。子豚の仕入れ代金を見ますと、六千二百七十七万四千七百八十三円です。これが子豚の仕入れ代金でございます。一年分の飼料代は三千二百七十六万五千八百四十七円です。子豚の仕入れ代金と飼料代を合計いたしますと、九千四百九十四万六千三百三十三円にな

るのです。そういったしますと、子豚の仕入れ代金と飼料代、これと売り上げを見ますと、こゝで七百四十二万九千三百三十三円という赤字が出ておるわけでございます。さらに、電気代あるいは維持費とか固定資産税、こういうものを百三万五千三百三十八円支払つておられます。さらに、農協の借入れ金とか制度資金の返済、これを二百三十三万一千五百二十一円やつておられるわけでございます。この合計とさっきの赤字の合計をいたしますと、一千七十九万六千七百七十三円、これが赤字でございます。

まず、質問の第一点ですけれども、いろいろ聞いておりましたけれども、この数字を一年丹念にきちんと記録してございまして、実にきつぱな資料でございまして。この事実を見て私は唖然としたのですけれども、このような経営実態というのを御存じでしょうか。念のために申し上げますけれども、御存じです。こういう実態を見てどうお考えになりますか。そのことについてまず最初に感想を聞いておきたいと思ふのです。

○大場政府委員 いま詳細な数字をお教え願つたわけでありまして、現在の養豚経営の実態は、先生御存じのとおり繁殖子取り農家もありまして、それからいわゆる肥育経営、先生のおっしゃっているのはいわゆる肥育経営ですね。それから一貫経営もあるわけでございますが、経営の形によつて、かなり差があるのではないかと。一般の形に、総じて昨年は比較的——そう言つてはおしかりをこらうむるかもしれませんが、比較的順調な歩みをとつたわけではございますが、ことに肥育経営が去年の春非常に子豚の値段が高かつた。そこで肥育経営が、高い子豚を買つてちやうど出荷する時期になつて、昨年の九月、十月でございますが、先ほど申し上げましたように、急に豚の値段が暴落した。つるべ落としのように落ちてしまつたという形で、それから二、三カ月低迷いたしました。その過程でかなり経営に影響を受けたのではないかと、そういうふうに判断しております。一貫経営は、もちろんそういった影響はあるわけであ

りますが、そういったものの影響は、ややそれよりは緩和されて、比較的去年からことしをならしてみればわりと順調な歩みをとつておる、こういうふうに判断しておりますが、ことに肥育経営の場合には、いま先生がおっしゃつたような実態はかなりあつたというふうに私どもは認識しております。

○馬場(昇)委員 問題は、一千万円ぐらいの赤字を出しておるわけですよ。これが現実です。これはもうきちんとした資料に基づいて出たデータですから、間違いないと思ふのです。こういうことは、特に肥育農家にあつたのだということはお承知のようでございますけれども、そこで、これをこのままの状態に放置しておくわけにはいかぬわけですよ。これは壊滅、首をくくる以外にないのですよ、こんなことが続いたら。こういう意味で、経営実態の改善と農家の生活の安定という問題に対してどうすればいいのでしょうか。その農家に私行きましたら、政府に聞いてくたさい、私たちはどうすればいいのでしょうか。血の出るような叫びでございまして。この実態の上から、経営改善、生活安定、どうすればいいのでしょうか。

○大場政府委員 養豚経営にとつて問題になりますのは、一つは、何といたしましても販売価格である豚の価格の安定ということが第一だろうと思ふわけでありまして。豚は、先生御存じのように、ビッグサイクルという形で非常に変動が激しい。昨年にございまして、春は非常に高過ぎた。しかし秋になつて急に下がつた。またもとに戻つておる。こういった形で価格変動に絶えず経営がさらされておる、そういったことがありますので、それをしてできるだけ安定させるための努力をわれわれがする、ということが第一だろうと私は思ふ。それから第二点は、何といたしましても、コストの中に大部分を占めるものとして二つあるわけでありまして、一つは子豚、肥育経営の場合には素畜ですね。子豚等の価格安定あるいは優良なる子豚、質の問題であります。そういったものを供

給する体制をきつとすること、もう一つは配合飼料というか、生産資材であります。価格の安定を図ることが大事ではないか。ちよつとお答えになるかどうかはわかりませんが、基本的にはそういうふうな考へておるわけでありす。

○馬場昇委員 問題点の指摘はわかつたのです。ところが農家の人があるいは私が聞いているのは、そこをどうするのですかということが問題でございます。どなたもこういうことはわかつてゐるわけです。だから、いま問題点の指摘がありましたので、その中身について具体的にいまお聞きしたいと思つてゐるのです。

そこで、まず指摘をされましたが、私も基本的には肉豚の販売の価格を上げることが必要だろつと思つてゐる。ところがこれが、いろいろ審議なんかでもまたやつておるようですけれども、この販売価格を上げるといふこと、そうして生活と経営を安定させるということは、どう考へてみたつて生産費と所得を補償するやうな方法で価格を決める以外に方法はないと私は思つてゐる。そうして生産費が補償され、所得が補償されまると、赤字が出ないわけですから、経営は安定するし、生活が安定するわけです。だから、私は、基本的には生産費所得補償方式による価格の決定これをとらなければ、経営改善にも安定にも、生活安定にもならないんじゃないかと思つてゐる。現在とつておられないのか、具体的にお答えいただきたいと思つてゐる。

○大場政府委員 私ども現在の制度は、異常な価格変動を防止して一定の安定帯の中に価格をおさめる、そのために各種の施策を投入する、そういう施策でいいと思つておられます。事実、そういう価格安定制度というものを前提にして、いろいろ短期的にはビッグサイクルというやうな循環変動というものは繰り返しながらも、やはり日本の養豚業というものは飛躍的に拡大してきてゐる、かなり国際競争力も持つやうな段階まで成長

してきてゐるということはやはりあり得るわけでありまふから、価格安定制度を基調としながら、いまの生産というものを伸長させていくということが基本ではないかと私は思つておられます。

いま御指摘になりました生産費所得補償方式導入という御意見は確かにございすが、これは恐縮でございますが、いろいろそれについても問題がどうも出てくる可能性があるんじゃないか、たとへばそういう支持制度をとつて事業団が買入れ制度をとるといふことになりまふと、場合によつては、個々の零細な養豚農家ではなくて、先生が御存じのとおり、養豚農家は非常にコストにばらつきがございすが、大規模養豚から小さいところまで、ずいぶんコストに差がございすから、そういう企業家的な養豚農家の生産を伸長させるといふことになりかねないわけでございます。ですから、価格を所得補償方式で決めた場合には、そういった企業養豚の生産の豚がどんどん入り込んできて、これはレベルによるわけでありまふけれども、買ひ上げというものがどんどん出てくるといふおそれが出てきて、そして買ひ上げが頻度が多くて売り渡しということがなくなるといふことで、そういう意味では制度の非常な重荷になるおそれがあるといふことがございすが、御意見はよく理解できるわけでありまふので、御意見は問題はどうもあるのじゃないだらうかというふうにお思つておられます。

○馬場昇委員 局長の答弁を聞いておられますと、決して人間を攻撃するわけじゃございませんけれども、全然血の流れていない人間の発言のやうに聞こえてしやうがございせん。私には雲の上の発言のやうに聞こえてならないのです。というのは、一千万円の赤字を抱えてどうにもできないという農家がそこにおるわけですから、その人に対していまのような答弁で、安定帯の中に価格が入れておけばいいのだとか、そういうことではどうにもならない。そして、生産費所得補償方式をとらないとおっしゃつた。ところが、實際その前にもまだあるわけですから、畜産振興審議会の中に生産者

代表が何人入つておられますか。そういう問題もありまふしやう。さらに、その前には自分の生産したものに値段をつけるというのに発言力がない、こういう実態ですね。少なくとも私もとしては何らかそこを政府がやつてやらなければならぬ、やりたくなければ、じゃ政府と生産農家と団体交渉でもして値段を決めようじゃないかといふやうな、そういう方式でもとりまふとか、そういう何らかの手を打たなければ、一千万円の赤字はどうにもならぬじゃありませんか。そういう点について次に質問いたしますので、それとあわせて、もう少し本場に局長なり農林大臣なんかは、命がけで農家のためにがんばつてゐるといふやうな姿勢を示さなければだめです。

第二は、さつきも局長の言われた飼料の問題ですね。えさが高いことが赤字が出る原因になつてゐるといふことは、そのとおりでございます。さつき私が言ひましたように、ここではえさ代に三千万余り使つておられるわけですから、これをすつと下げさえすればまたあれもできるわけですから、そういう意味におきまして、これについてはもうしばしば議論もあつて、私たちが昨年野党でえさ二法の立法の要求もしておるわけでございます。そういう点について、えさの食料法ともいふべき需給価格法というやうな法律をつくるか、あるいは国内自給飼料の確立のための生産振興法をつくるか、われわれ野党は出しているわけでございます。私たちがこのやうな法律をつくるか、われわれ野党は出しているわけでございます。私たちがこのやうな法律をつくるか、われわれ野党は出しているわけでございます。

○大場政府委員 養豚農家の経営安定対策として、私どもは何もいまの価格安定制度だけでいいという気持ちで御答弁申し上げたわけでは決してございせんが、たとえば、これは肥育経営ではございせんけれども、五十一年度で百億の融資枠をもつて、これは子取りが対象でありますけれども、低利資金をかなりの利子補給をしてお世話

してゐるということもやつておられますし、農協、生産者団体等が行う長期平均払い事業に対しても出資してゐる、そういう措置も講じてゐるつもりであります。

それから、いろいろやはりそういう負債を抱へてゐる農家に対する対策ということも私も考えていかなければならぬ問題だと思つておられますが、それに対する低利資金の問題だとかいうことをあわせて、いろいろ御要望を聞きながら処理していきたいといふふうに思つてゐるわけでありまふ。

それから、えさの問題でございますが、野党が御提案下さつてゐる法律につきましては、いまでも慎重に検討させていただいておられます。おられますが、えさ価格の安定ということにつきましては、建て値は若干変動はございすが、配合飼料価格安定基金というものがございすが、それから異常変動に對しましては、政府が助成してゐる親基金というものがございす。そういうたかつかうで補てんをいたしておられます。ここ一年以上、実質的な農家の配合飼料の支払い価格というものにはほとんど変動がないという状況でございまして、それが畜産経営の安定には寄与する道ではないかと思つて、そういう努力は今後続けていきたいと思つておるわけでありまふ。たとえば配合飼料価格の建て値につきましては、従来四半期ごとに変えておりましたのを、昨年下半年からは大体半年というやうなことで決めることに指導いたしましたし、ことしの一月からも、一月から六月までの建て値を決めて、それ以上よほどのことがない限り動かさないといふやうな形で、これは配合飼料の生産者の団体をそういう形で指導してゐる、こういう状況であります。

○馬場昇委員 全然私の質問とかみ合わないのですけれどもね。いま何をしておる、かにをしておるといふことをおっしゃる。そういうことを實際施策をした上でこんなに赤字が出てゐるといふ現実を私は言つてゐるのです。だから、いまやつてゐることは知つてゐますから、そうくどくど言

つてもらわぬでもいいのですけれども、今後こういう抜本的な対策を講じなければよくならない、それに対してどうなんだということをいま言っているわけでございます。私の質問は、そういう意味で、答えとしては、われわれが出しているえき二法については十分検討しておるのだというように聞こえない。前向きに検討しておるのか後向きに検討しておるのか、全然わかりやしないわけですよ。やっぱりこういうものをつくって、そしてえきをきちんと下げたい、安定させたい、こういうことで具体的にだててこないから、全然わからない。

それから三番目に、これもまたさっき言われたのですけれども、子豚の価格の変動とか高値とかというところで大分赤字の原因になっているわけですよ。このところの子豚の価格安定制度というものをとくと、安定ということが出てくると思うのです。この辺についてはどうお考えですか。

○大場政府委員 率直に申し上げまして、子豚の安定供給というところが実は私どもの弱みといえます。私どもの悩みであります。現実には各県に子豚安定基金というものが、これは先生御存じでしょうけれども、ありまして、そこで、たとえば子豚価格が下がった場合には補てんをしたり、あるいは種つけの奨励をしたり種つけの抑制をしたり、そういう場合の奨励金を交付しておりますが、農家の加入率が非常に低いというような形で、実効は残念ながら上がっておりません。そういう意味で、今後子豚の価格を安定するということは私も非常に重要と見ておりますが、比較的子豚価格の方は最近非常に加入率がふえて、逐次制度が増強されつつあることは事実であります。それに比べて立ちおくれしているというところは率直に認めます。それについては今後どういう強化策をとっていくか、強化の努力はしていきたいと思っております。

○馬場(昇)委員 いままで赤字が一千万近く出ている、具体的にどうするかという御質問を、まず価格の問題、それから飼料の問題、それから子豚

の価格安定の問題ということについて質問いたしたのですけれども、どうもいまの局長の答弁を聞いて、私が日曜日にやってきた私の地元の城南町の塚原というところの豊田養豚団の人たちにいま局長が言われたことを言ったって全然勇気が出てこないんじゃないか、何もしてくれないじゃないかと思うのです。そういうことだから、お先真つ暗というところでございまして、やはりさっき言いました生産費所得補償方式というものを真剣に考えるんだ、えき二法というものをやはり具体的に提案されているのですからこれも真剣に取り組んだ、そして子豚の価格の安定制度というものも、いま加入が少ないとか何とか言われましたけれども、抜本的にこれもやるんだ、一生懸命生産に、苦しいだろうけれどもがんばってこれというような態度が欲しいのじゃないかと私は思うのです。

そこで政務次官、せっかくおられますので、その辺についての意欲のあるところを、政務次官の政治的な考え方といいますかお尋ねしたいと思うのです。

○羽田政府委員 馬場先生からいま大変いろいろ厳しい御叱咤があったわけでございます。決して農林省手をこまねいているわけでもなく、やはり何とか私どもが長期目標を立てております自給力を上げていくという中で、いろいろな実は施策をとってあるところでございまして、いまの飼料の問題等につきましても、お話しございましたけれども、このところは比較的に安定して推移しております。また、いざというときのための備蓄等につきましてもこれから対処していこうというところで、備蓄量なんかにつきましてもふやしていこうとしております。

いずれにしても、私も、近代化の問題あるいはまたそのための融資の問題、こういった問題につきましても、これからも積極的に対処していくということを、この機会に申し上げておきたいと

いうふうに存じます。

○馬場(昇)委員 これはまたいざ農林大臣とも議論をしなければならぬが、とにかく現実どうにもならないという状態ですから、そのところを、飼料が最近幾分安定いたしておりますこと、安定しておりながらこんな苦しいということ、そこをぜひ御理解願いたいと思うのです。

そこで、当面の対策としては、先ほどから出ておりますけれども莫大な負債を持っておられるわけですね。まあ私の訪ねましたこの付近では、一戸当たり大体八百万円から一千万円ぐらいの負債を持っておられます。そういうことで、経営安定、生活安定のために、先ほど同僚委員から質問がありましたけれども、この莫大な負債の整理というのには絶対に必要、これを当面しなければならぬ大変だという状態でございますから、この負債の整理法という法律からいって、融資とかなんとかということもまた言われると思っておりますけれども、抜本的に負債整理法からいって十年くらいたな上げてでもしてきちと整理いたします、こういうような前向きな負債整理のための対策というのはどうお考えになっておられますか。

○大場政府委員 先ほど申し上げましたように、繁殖農家ににつきましては低利融資をいまお世話している最中でありまして、肥育経営につきましても資金需要がどの程度あるのかというのを、私ども調査中でありまして、そういうことと、生産者団体の御意向も受けたら、ことに例のオイルショック以後受けた後遺症のためにかなり負債あるいはその金利負担が経営の圧迫要因になっておるといふ事実はわかつていふつもりでありますから、何らかの措置を近々とりたいというふうに努力しているわけでありまして。

○馬場(昇)委員 国会ですら、国民の代表として質問しておるわけですから、何らかの処置ぐらいいでは引き下がりたくないのです。ところが、非常に時間がたつていくわけですね。また次の機会にもやりたいと思うのですけれども、いま言われました

が、とにかく抜本的な負債対策をやって、負債整理法という法律ぐらいつくって、そしてきちんとした整理をしていただきたいということ。それから、当面の運転資金にも困っておられるわけですね。銀行から高いお金を借りたりなんかしておられますから、これは先ほどから何回も言っておられますけれども、やはり長期低利な運転資金というものをたくさんつぎ込んでいただきたいという。これも要望申し上げておきたいと思うのです。やはり二百海里時代という外からの問題もあるわけですね。これはもうそういうことがなくとも主体的に畜産農家を発展させていくことは必要です。外圧が来まして、魚の問題が大変な問題になってきておる。動物性たん白質の問題、こういうことを考えますと、日本人の生命、健康という上におきまして、この畜産の振興というものはものすごく大切だということが二百海里時代からひしひしと押し寄せてきておるわけでございます。そういう時期にいま言ったような状態に畜産農家がある。こういう状況では、生産意欲は増してこないというのです。そして、基本というのは、さっき言ったように二百海里時代ということから自給率を増すということも必要です。そういう意味も含めて、ちやうどこの時代は抜本的に改善をしていく施策をとらなければならぬ時代じゃないかろうか、こういううまいに思います。あと一つ、ちよつとありますけれども、その辺について、政治的といいますが、次官、どうですか。

○羽田政府委員 御承知のとおり農林省は安定して食糧を供給しなければならぬ大きな務めがあるわけでございますので、やはりそれは生産する方々が意欲を持ってやっていただかなければならぬ、これが何といたしても大前提であるわけでございます。いま先生から具体的な例を挙げてお話があったわけでございます。実は農林省としまして、もうそういった事例というものは、特に酪農なんかでもそういった問題がございました。何回か調査し、また四十八年以降数回にわたってまして緊急的

な融資というものも特別融資なんかもやってきたところございまして、いまいろいろと御指摘ございまして踏まえまして、これはひとつ本気で前向きで検討させていただきたいと思っております。

○馬場(昇)委員 時間が来ましたのですが、最後に一言だけ。
ECから乳製品の輸入量をふやせとか牛肉の輸入とかいろいろあるわけですが、われわれ前々から指摘しておたわけでございますが、国際分業という高度経済成長政策の中で、その政策が日本の農業に壊滅的打撃を与えたということはもう御存じのとおりと思うのですが、当面の問題として、やはり工業製品を輸出する、その見返りに農畜産物を輸入させられる。一つの産業を発展させるために一つの産業を犠牲にする、こういうことはあり得べきものではないと私は思います。

まして、いままさにこの農畜産物の輸入というものが日本の農家をものすごく苦しめておるわけでございますから、少なくとも工業製品輸出とかその他のことを理由にして輸入をふやしたりなんかして農家を苦しめてはならない、こういうことをだれでも言うわけですが、これについてきちっとした政府の御見解をお尋ねしておきたいと思うのです。

○羽田政府委員 工業製品との見返りに農畜産物について、農産物について輸入することをやめるようにというお言葉でございます。私も、ともかく不足する物について輸入するというのが基本的なことでございまして、国内の生産農家を圧迫するようなことは何としても避けたいと考えております。そういうことで、いろいろと輸出したい国に対しまして、わが国の実情というものもいままでも十分訴えてきたところでございまいきと考へます。

○馬場(昇)委員 いまの答弁でいいのですけれども、答弁の中で、不足する物を輸入するんだという

うことですけれども、わざと不足させるような政策をとって、輸入するということだつてあるのです。そういうことのないように注文申し上げて、質問を終わります。

○片岡委員長代理 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、建設省に対して、緊急な問題について一点、それから農林省に対しては、特に養豚問題、養鶏に関する問題に触れながら質問します。

まず最初に、建設省にお伺いしますが、茨城県新治郡新治村藤沢新田に古川興農組合というものができていることを知っていますか。

○吉沢説明員 お答えいたします。

承知しております。

○竹内(猛)委員 この興農組合は昭和二十九年一月十五日、二十九名によってつくられております。それがその後松川のはんらんによって、橋のつけかえをやる。その中で、最近建設省から大蔵省に移管しなければならぬ、こういうことで、五十二年三月三十一日に大蔵省に移管するということになっているというのですが、そのとおりですか。

○吉沢説明員 御説明申し上げます。

松川は、先生御承知のとおり、一級河川の指定区間でございます。茨城県知事が概して管理をいたしております。そして、御質問の土地は、昭和五十一年十一月二十五日に松川処分になったわけでございます。要するに河川区域が変更されまして河川でなくなったわけでございます。河川でなくなりましたと、河川管理者である茨城県知事はこれを管理することができなくなるわけでございます。しかしながら、河川法九十一条の規定によりまして、松川処分がありましてからなお十カ月間は知事が管理するということになっております。しかしその場合は、いわゆる河川管理が行われるのではなくて、河川管理者である知事が自後引き続いて経過的に管理する、こういう意味でございます。そしてその管理の期間が過ぎました後に、今度は国有財産法の八条の規定によりまして

大蔵省の方に引き継がれることになっております。したがって、いま先生のお話でございます。した大蔵省への引き継ぎの時期は昭和五十二年九月二十四日になろうかと思っております。

以上でございます。

○竹内(猛)委員 この土地は二十九戸の農家、現在二十四戸ですが、これが今日まで共同で経営をしてきた。そして四十五年までは米、それ以降はレンコンにかわっております。いづれにしても、この生産者は、そこから上がった利益はほとんど個人に分配するのでなくて、お互いに助け合いながらポンプを買ったりポンプ小屋をつくったりあるいは公民館をつくったりしている、そして若干の娯楽としては旅行をするというのがいままでの状態でございます。そしてこれは建設省にもあるいは関係者にも地代を払っておるわけですから、当然耕作権が存在する、こういうふうな考えます。そのときに、井坂光雄村長が、現地と相談なしにその権利の払い下げを要求した、その点は承知していただきますか。

○吉沢説明員 お答えいたします。

いま耕作権のお話が出たのでございますが、それは私も、いわゆる公共用の財産の上に一年更新というように河川管理者の許可を得て占用している土地について私法上の耕作権みたいなものが果たしてあるのかどうかということには法律上ややむずかしい問題があるのじゃないかと思っておりますが、後段のお話でございます。村長の方から県の土木事務所の方に何か譲り受けたというふうな要望書が出たということは承知しております。ただ土木事務所の方では、書類に不備があるとかいろいろなこと、それは受理しなかつたというふうにも聞いております。

○竹内(猛)委員 この問題は非常に重要なところでございます。長い間共同で耕作をしたところを、その村の村長が地元と相談しないで、いきなり払い下げをしてくれ、それで、しかもそれは公共団地にするんだ、こういうことなんです。それで地元の耕作者がびくびくして、それはおかしいじゃないか

ということ、村長と話をしたところが、今度は村長は「新治村大字藤沢新田興農組合が借用中の連根田(四〇八一町)については、貴組合が希望しない場合は新治村農林総合整備計画に基づき児童公園の計画より除外することになります」という書類を入れておる。こういうふうになって、地元の承諾がなければそれはやらないと言っているような状態でございます。当然、もし移管になったら建設省から大蔵省にいった場合も、その耕作者に払い下げまたは耕作の継続の権利がある、こういうぐあいに理解していかどうか。

○吉沢説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、河川の公用廃止によりまして河川管理が行われなくなつたわけでございます。河川管理者の立場といたしましては、その廃川となつた土地がどこへいくべきであるか、どうすべきかというのを述べることについでいささか問題があるわけでございますが、結局どういふことになるかと申しますと、大蔵省に一応移管になります。大蔵省に移管になりました後、茨城県といたしましては、当該土地を、国有財産法の二十八条の規定がございまして、管理費用を負担し、いままでも管理していた地方公共団体は譲与を受けることができることになっております。この大蔵大臣からその土地の譲与を受けるというところからいいます。したがって、これは恐らく無償だと思つて、茨城県としてはその土地を県がもらひ下げるといふことになるわけでございます。したがって、もらひ下げました県が今度はこれをどうするかというのは、これは県の御意思でございます。ただ、先生の御意向などを私ども、県の方へは十分お伝えしたいと思つております。

○竹内(猛)委員 わかりました。そうすると、県の物になり、その使用は県が決めるということですね。——それではよろしいです。

農林省に尋ねます。
まず、畜安法によるところの安定基準価格、特に豚の場合、これはどういふ農家を安定させるよ

うにできているか、まずそこから……。

○大場政府委員 畜安法に基づく価格安定制度は、異常な価格の変動防止というのを目的としており、直接的にどの階層の農家を救うとか、そういったことを直接的なねらいとしているわけではございません。あくまで価格を安定した形で生産の伸長を図り、また消費者にも資する、そういった観点からの制度であります。現実には豚の生産は、この価格安定制度の中で、もちろんビッグサイクルというような循環変動というものにはありますが、やはり紆余曲折はもちろんだと思いますけれども、順調に伸びてきている、こういうような状況であると思っております。

○竹内(猛)委員 いまの局長の答弁はおかしんじゃないですか。農林省は養豚団地というものを育成する、最近では地域農政というものを言っているのは、部局の段階から農業を積み上げていくという方針も出てきている。そういうときに、豚を五頭飼っているところもあるし、あるいは三百頭、五百頭のところもある。わが茨城県などは日本一の養豚県で、頭数が多い。農林省自体が団地を指導し、それに対する必要な融資なり助成をしてきた段階からいって、やはり好ましい養豚経営というものはどういふものであるかというところはいわかつてはいます。だから、農家のどういふようなものを安定させるかということと、まず目安に置かなければ、農家の方では経営のしようがないじゃないですか。その辺はどうですか。

○大場政府委員 直接にどの階層の農家をつかまえて価格安定制度が焦点をぼけているかということのお尋ねでございますが、繰り返しになりますが、私も、そういったことではなくて、この価格安定制度は、言うならば過去の需給実勢価格というものをベースにして、その価格変動は当然ある、しかし極端に暴騰、暴落を繰り返すことは、農家経営に与える影響は好ましくないから、それをできるだけ一定の幅の中に収めよう、そういったために政策努力をしようというこ

とでありまして、そういった価格安定を通じて、逆に暴騰、暴落を防ぐことによって、経営に与える影響を緩和して、その中で豚の伸長を図っていくということでありまして、どの階層の農家の生産費を補償するとかあるいは所得補償をするとか、そういったことを直接ねらいとしたもの、元来の制度の仕組みはそうならないというところを申し上げているわけでありまして。

○竹内(猛)委員 これ以上議論してもまずいから先に進みます。

今度は価格の決定の方針です。たとえば加工原料乳の問題にしても、大蔵省に相談をしなければ最終的には決まらない。あるいは豚飼にしても、これも大蔵省に、あるいは牛肉にしても、そう。すべて大蔵省の予算が先に決まって予算の枠内で逆算をしてその価格が決まってくるということになっていくんじゃないか。率直にそういう感じがしてならない。これはどうですか。

○大場政府委員 予算が前提になってそれに合わせるというふうなつもりは私どもは毛頭ございません。ただ、いろいろ財政問題と絡みますから大蔵省と協議していることは事実でございますが、やはり農林省独自の判断で、私どもの判断で価格の作業をして、それを大蔵省に持ち込んで協議をして最終的な意見調整を図っているということでございます。

○竹内(猛)委員 親切な価格の決定というのは、豚を飼う前あるいは乳牛を入れる前に、本当ならば価格の見通しというものを明らかにして、喜んで農家がそれに生産ができるような形で示していくのが一番親切だと思ふけれども、いつもぎりぎりの間際になってから価格を出す。それはしかも予算に拘束をされている。こういう出し方が非常に親切ではない、こういうふうには私どもは思っている。だから、価格問題については、本委員会でもやや恒常的に取り上げていくんじゃないか、しかしとりあえずことしの価格は一体どのくらい上げようとしているのか、この辺の幅はどうですか。

○大場政府委員 現在作業中でありまして、結論は出ておりません。

○竹内(猛)委員 農家が、四十七年、四十八年、四十九年、石油ショックとえさ高でものすごく苦勞をした。こういうショックからいま立ち上がるというときに、去年は外国から豚が相当な量入ってきた。しかも、やっではないと言っているのに、税金を外してしまつて、十五万トン近いものが入った。あるいは牛乳にしても、牛乳に換算すれば二百五十万トンぐらゐのものが入ってくる。そして国内においてはせっかく加工原料乳も生産が伸びているのに、これをいま抑えようとしているし、処理がなかなか手聞取っている、こういう状態がある。

こういうときに、本当に国内の生産農家の立場に立った場合に、価格というものを対してもっと親切な取り扱いあるいは努力をした分だけ価格は上げていく、生産費を補償する、所得を補償する、こういう価格の決め方、方向というものは、どうしてもできないのかどうか。これは政務次官から答弁していただきたい。

○羽田政府委員 いま先生から御指摘の豚肉につきましては、今日、安定価格制度をとっているわけでございますので、生産費所得方式そのものはやはり合わないと思ひます。ただ、私どもとしては、できるだけ限り市場における実勢というものを価格に反映していくということでございますので、ともかくその中で生産を回っていただきたいという気持ちで臨んでまいりたいというふうに思っております。

○竹内(猛)委員 この問題は、これからなお議論をするから、議論の芽だけをいま出して、なおこれから議論していきまますが、それでは具体的に今度は豚肉の問題で質問します。

芝浦の屠場の価格が去年の暮れは八百二十円まで上がったときがある。ところが、ことしの一月の五、六日になると六百七十円に落ちてしまつた。こういうようなことで、この中央市場によって価格の操作が、こんなにも狂う、こういうこと

について、これは生産者の側に立っても、消費者の側に立っても、非常に危険なことなんです。農林省は、もうちょっとこれに対して手を入れることはできないのか、これはどうですか。

○羽田政府委員 いま先生御指摘がございました、市場における建て値の問題でございますけれども、東京市場における卸売価格の安定については、従来から需給の実情をより的確に反映した価格形成が行われるように今日まで指導しておるところでございます。しかし最近において市場取引のシェアが比較的低下しているというのも事実でございます。今後とも施設の整備あるいは冷庫体の搬入、取引量の安定拡大など、いろいろと改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○竹内(猛)委員 芝浦屠場にもうちよつと農林省が指導をするということについて、もう少し明確に話をしてもらわないか、これは生産者の側でも困るし、消費者の側だってこれはよくない。

○大場政府委員 確かに私もそういう問題点は認識しております。豚は芝浦で取り扱っているシェアが二・八％というところで、これは年々低くなつてきて、非常に問題だと思つております。それが乱高下を呼ぶ原因になっていると思ひますので、それに対してやはり設備の改善だとかいうことも必要でありまして、やはり冷庫体取引、そういったものの普及ということも必要であります。それから、それから、やはり市場における取引の監視というものをもう少し徹底してやる必要があるというふうに私も思つて、そういう努力を続けたいと思ひます。

○竹内(猛)委員 私どもは価格の値上げを要求するのが目的じゃない。価格が安くて、農家の所得が安定すればそれでいい。そのために、農林省のいままでの指導の中に、価格だけを問題にして、生産費を引き下げて農家がやっではないかという形での指導が足りなかったんじゃないかという感じがする。

私はこの間、ある農協で調査をしました。この

農協は百六十五戸の養豚農家、平均頭数が八十頭です。これは茨城県の中でもかなり養豚について熱を上げているところなんです。先般、屎尿処理のために施設をつくった。この減価償却なんかを入れると、一頭について二千円かかる。それから、昨年えさの安全法をつくった。五十四品目の中で二十数品目が外されたために、〇・四％ぐらいのカロリが減るために、一〇％ぐらい余分にえさを与えなければならぬ。これが一頭に二千円くらいかかるという。こういうことになっていて、畜産農家がこれだけ努力をしている中で、何とかこういう問題について農家負担というものを軽減をする。ふん尿処理とかいうようなものについては、もっと公的な助成なり援助をして、農家の負担からこれを切り取っていく。あるいはえさの問題でも、国がつくった法律の中で、後でもちょっとまた問題が出てくるけれども、こういうような問題が出てくるわけですから、これに対する始末というのはいくらやってもならなければいけないだろう。価格の中に入らなければ、何とか国がこれに対してめんどろを見ようというのには当然のことではないか、こういうぐあいに考えるけれども、その二点についてどのように考えておられるかお答え願いたい。

○大場政府委員 まず、いわゆる公害といいますが、畜産環境の汚染の問題でございしますが、これは確かにこれからの豚の生産を制約する大きな要因だと私も思っております。そういう意味で、いろいろ耕種農家と結びつけた形での家畜ふん尿の土壌還元対策とか、あるいは公共事業で大規模にそれをやるのか、そういう措置は講じておりますが、来年度から新たにそれを農協あるいは市町村という単位で広域的な形で結びつけて処理する、耕種経営と結びつけて処理するというような事業も新しく始めようとしております。

それから、それだけじゃなくて、個々の農家にとって細かな対策が必要であると思っておりますので、五十一年度におきまして、十三億を畜産振興事業固から出しまして、三分五厘でリースをするとい

うような形のリース協会の設立して、そこでいわゆる公営関係の施設のリースをするという仕事も始めております。まだ普及しておりませんので、その普及を努めていきたいと思っております。

それから、飼料添加物の規制の問題につきましているところありますが、豚につきましているのは、わりあて各種の抗菌剤の使用というものがほかのものに比べれば、従来に似たようなものは認められておりますので、私も実態はそう影響があるというふうには実は聞いていなかったものでありますけれども、よく実情を調べて対策を講じたいと思っております。

○竹内(猛)委員 この問題は、飼料安全法が通つてからの段階で出てきている新しい課題であるから、これはぜひ調査をして、これに対する対応をしてもらいたいと思うし、また資料も出します。今度はえさの問題と関連をして、豚の血液を発酵させて発酵飼料をつくらう、こういうことが計画をされている。そして豚全体が、皮も毛もそれから臓物も骨も血液も何もかも活用していくという、尿もそうですね、土地に還元していく、そういう努力をしているときに、これがなかなかできないような状況にある。つまり保健所と獣医師との関係、この関係がうまくなっているかどうか、そのことについて農林省は聞いているか、調べているか。そういうことができれば、えさはかなり自給といえますか、そういうものができるといふ話なんです。これはどうですか。

○大場政府委員 申しわけございません。いま先生が御指摘になりましたことは私まだ聞いておりませんので、早急に調査をいたしまして、もし先生が御指摘になりましたように獣医師と保健所とか、そういったものの連携がまずければ改善いたします。

○竹内(猛)委員 今度は鶏の病気の問題について、これも飼料安全法ができて幾つかの添加物を抜き取ったということで、その後にいまわが県ではロイコトゾーン病が起る、こういう心配で大会のたびにこれは問題になっております。この問題について調査を要求し、調査に入っていることも承知をしておりますが、この対策として何とかこの問題を農家の犠牲という形ではなくて、これはやはり国がつくった法律によるものであるから、これに対する処置をしてもらいたい、こういうのが結論ですが、この点はどういうことになっているのか伺いたい。

○大場政府委員 ビリメタリンという例の製剤といたしまして、飼料添加物が、飼料安全法で規制になりました使用が禁止されたわけでありまして、そのためにいま御指摘になりましたロイコトゾーンという鶏の病気の発生がこれから夏にかけて危惧されているわけでありまして、私も基本的には従来の薬づけと言われた畜産から脱却して、薬の過多にわたらない形での使用環境をつくっていく。そういう衛生対策というものを基本的な展開していくということが大事でありまして、そういう意味で家畜保健衛生所を中心とした農民指導というものをやっております。

それから当面の対策といたしましては、やはりニワトリメカカという媒体を退治するということが大事でございまして、それに対する消毒といま早急に急いでいるところでありまして、ピリメタリンにかかわるような低毒性あるいは無害のあわせた——これは将来の問題、すぐにできるわけではございませんが、研究していかねければならぬと思っております。

○竹内(猛)委員 これから暑くなつて、この病気がどうも蔓延する心配があるわけだから、これについては万全の処置をしないと、今後いろいろ消費者にも迷惑をかけると思うから、農林省としては格段の処置をしてもらいたい。

それから、養鶏の話が出たからついでに申し上げるが、いま各地で養鶏振興法というものを見直してくれ、こういう意見があるけれども、これについて率直にどうですか、政務次官。

○羽田政府委員 各方面の意見をあれしながら、検討してまいりたいと思っております。

○竹内(猛)委員 養鶏振興法に対して再検討する余地あり、こういうふうな理解していいですね。

○羽田政府委員 それこそ、各方面のあれを聞きながらやっております。

○竹内(猛)委員 最後に、これはまたえさの問題に關係をしますが、外国から入ってくる飼料、ふすまを含めてこの飼料が、実際の実需者との関係と離れている。輸入する者は商社、使う者は農協であり農民なわけだ。倉庫の中にならねり込む機会が長い。これは日本の場合に自給ができないから、それはある意味においては備蓄や蓄積は必要だと思ふけれども、余りに商社は商社本位であるために、倉庫の中で変質をするという傾向が出ているのであります。これも調査をしてもらいたいのと思うのであります。だからこの品質の検査をし、できるだけ輸入と消費は直結できるようにしなければならぬ、こういうぐあいに私も考えている。この基本的な考え方についてどうお答えになりますか。

○大場政府委員 御指摘のように、輸入した飼料で品質が悪化して、そのために家畜の疾病だとか家畜事故が起きたら大変なことでありまして、その点につきましましてよく事情を調べて、問題があれば善処したいと思っております。

○竹内(猛)委員 もう一点、これは酪農の場合もそうだし、養豚も養鶏もそうですが、農家が営農計画を立てる場合、農協に金を借りて、あるいは学習に出る、これは皆農業経営の中の仕事で、すね、ところがこれが何としても畜産物の価格の中に盛り込まれない。一体、養豚の場合どのくらいそういう仕事に日にちが費やされているとお考えですか。

○大場政府委員 これは各方面で御議論になっているところでありますけれども、私も統計情報部の調査網をもつてしても把握しておりません。

○竹内(猛)委員 これは、これから価格問題を議

○大場政府委員　ことしの限度数量をオーバーした問題につきましては、いま財政当局と鋭意折衝

中であります。農家の経営に与える影響ということも十分考慮いたしまして、早急に、これは月末までには何らかの御報告を酪農家の方に申し上げたい、御期待に沿うような形で御報告を申し上げたい、そういう形でいま懸命に努力中であります。

それから、来年度の原料乳あるいは食肉価格につきましては現在内部で作業中でありますから、これはもうちょっと時間をかしていただきたいと思うわけであります。来年度の限度数量も同じであります。

それから輸入の問題でありますが、畜産農家の方々が御心配なざる、そういうお気持ちちは私自身もよくわかつてゐるわけで、輸入によつて国内の需給に悪影響を及ぼさないように配慮はしておるつもりであります、しかし、今後そういった点につきましてはなおさらに注意をしていきたいと思ひます。

○瀬野委員 政務次官にお尋ねしておきますけれども、春闘相場が鉄鋼の結果に待つことが大である、また鉄鋼の決定が春闘相場に大きく響くということで、ことは春闘を鉄鋼決定前に行うというふうなことがいろいろ出されております。一方

この畜産関係で言いますと、三月にいわゆる政策価格が決定するこの畜産物の価格というものが、今後の、三月末に決められるいわゆる基準価格、これにも大きく響くし、さらにはなたね、麦、米、大豆、そして砂糖きびからビートに至るまで

で、一連の農作物に大きく響いてくる。こういったことがここ数年來の傾向であることは羽田政務次官も御存じだと思う。そういった意味で、ここのこの厳しい中にこういった畜産物の価格が生ずるのこの厳しい中にこういった畜産物の価格が生ずるの陣切って決まるわけですけれども、この結果い

んが大きく影響するわけですから、農民の関心も大きいし、またわれわれもこのスタートが特に大事であるということで重大関心を持って臨み、生
日来小委員会もたびたび開いてきておりますけれども、きょうは貴重な時間をあえて畜産物政策原
格の集中審議に持っていこう、そしていま別途格

討しておりますけれども、七項目に及ぶ国会決議もできればきょうと思っておりますが、中身がなかなか折り合いがつかなければ明日の小委員会まで持ち越すということになりかねないということ、いま最大の実を努力をして、各党相寄り相談をしておるところでございますけれども、そういうことで一連のこの畜産物価格というものが大きき影響を及ぼすということについてどういうように認識しておられるか。そんなことはない、こういいうように政務次官は思っておられるのか、あななたの決意を農林大臣になにかわってひとつお答えをいただきたい。

○羽田政府委員　他の農産物あるいは春闘相場にどんなふうな影響を与えるかということ、これはまた、これは大変むずかしいわけでございますけれども、それぞれの価格につきまして、私どもとしましては、生産費というものを十分調査しながら、また、

いま諮問いたしておりますところの畜産振興審議会、こういったところの御意見というものを十分拝聴して、またこの委員会でいろいろと御指摘ございましたことも私ども考慮に入れながら適正な価格をひとつつくり上げていきたいというふうな考えております。

○瀬野委員 お聞き違いだと思いますけれども、春闘相場に影響するのではなくて、春闘相場が鉄鋼の結果によつてずいぶん影響を受けていくというのことはもう御存じのとおりであります、この生産物の政策価格の決定が今後の農産物の価格に十

きく影響する、農産物の関係にも畜産物の価格が影響する、こういうふうにご数年米からなつてゐるわけですよ。あなたも新しい政務次官であるのでそういったことを認識しておられるかどうか、認識していなければ、その認識に立つて、

産農家の大会等も行われておることはよく知つてゐるとおっしゃるのですから、どうかその悲壮な聲にこたえて、今後一生懸命に鉛筆をねぶつて農家の要求にこたえてもらいたい。大臣がきょうの参議院の審議に行つておらぬから、大臣にかわつてあなたからそういう努力をしてもらわなければ

この場限りだけのことで、は困る。一年間の農産物に影響する大きく言えばスタートラインである、
 こういった認識がどの程度あるかということをお聞きしたわけです。

○羽田政府委員　私も実は党の方でこちらの方の関係を担当しておりましたので、今日までも実は鉛筆をなめながら、ともかく農民の方々が本当に生産に意欲を燃やしていただけるような価格をつくりたいと思って努めてまいったところでございますので、先生のいま言われたことも十分わかりますので、先生のごいふことも適正な価格を何とかつくり上げるためにこれからも努力してまいります。

ますことを申し上げたいと思います。

○瀬野委員 大場局長、去る三月十八日にもあなたにいろいろお伺いしたわけですけれども、現在飼料というのが一応安定している、こういうふうなおっしゃる。確かに六月までは値上げという声

はかからない。しかし、もうあと三カ月ぐらいしかございません。七月になるとアメリカの相場がまた新しく決まってくる。そうなれば七月以降の飼料の値上げというものは保証はされぬと思えます。ことしいっぱい十二月までいまの状態で飼料の値上げはない、安定していく、こういうように

見ておられるのか。七月以降また値上げその他の問題で変動があるとすればいろいろなことに影響が起きてくる、こういうように私は思うのです。が、その点についてどういう見通しであるか、その点局長からお答えください。

○大場政府委員 アメリカの飼料穀物、昨年は非常に豊作でありまして、二年続きの豊作であつたわけであります。そのためにことしもかなりその穀物の在庫の積み増しが可能だといふような需給情勢になっております。

これからの生産の見通しであります。これはまさにアメリカの天候次第であつてわからないだけであります。現在の一月時点における飼料費、物の農民の意向調査によればかなり増産意欲がある、こう見ております。しかし、三月から四月にかけて降雨とかさういった天候状況に左右され

点もありませんので、今後の情勢を見計らうていきたい。ただ、これからの一つの懸念になりますのは、飼料穀物はかなり安定した供給が期待できるのではないかと思います。大豆かすとか魚粉とかそういうったものについてはやはり懸念される点があります。しかし六月以降の値段につきましても、配合飼料価格安定基金というものも充実を図っておりますし、あるいは政府が補助している親基金というものはありますから、そういう制度を活用してできるだけ農家の負担増にならないように私ども懸念に努力をしていきたいと思

○瀬野委員 畜産農家が不安な気持ちになるようなことを発言することは、農林省としてもなかなか率直には言えないだろうと思いますので、これ以上のことを追及するというのもどうかと思うけれども、私は必ずしも樂觀できないと思う。御

承知のように、ソ連の一方的な三月一日からの二百海里宣言によつて、まさしくいま漁業界は大ピンチに立つております。当然ペルーでとれるアンチョビーなんかの問題も入漁料がものるん要るし、また当然厳しい制約を受けることもなりまじ、日本に入る飼料というのが、漁業がこう

大豆がす等の関係も起きてくるが、日本のこういうふうに厳しくなりますと多大な影響を受けることは当然であります。そうなれば、したがって、いった海外輸入飼料、魚粉にしてもかなりの影響を受けてくるだろう。飼料の高騰、いろいろなこと

が必ずまたぞろ起きてくることば、これはたれも
見ても明らかである。中国においてもいま大干ば
つだと言われますが、そういつたいろいろな情
を入れても余り樂觀するような因子はない、か
うに思っております。そういう中で、惰眠をむ

ぼっているとか大変なことになるのではない、かう思つて先々のことを心配しております。そうつたことを思いましたときに、相当慎重に畜産価格を決定していかなければ、これはいよいよが国の畜産農家は壊滅的打撃を受ける、かように思つて憂慮にたえません。

それともう一つは、冒頭申しましたように、二つの柱の中の輸入の問題ですが、いま畜産農家はわれわれが各地を回りましたが、率直に言ってもう素朴な質問として、われわれが売れる牛や豚は安いのにどうして小売店で買う肉は高いのか、しかもわれわれの反対を押し切って、昨年のあの衆議院選前の三木総理のいろんな発言によって、むしろオーストラリアやニュージーランドの輸入超過であったものが、逆に今度は向こうから肉を二万トンも売りつけられるというアブハチ取らずという逆な結果になった、一々申し上げると失礼な話になるので省略しますけれども、そして結局日本がどろをかぶるという結果になってきた、こんなばかな話はないのです、こういうように二万トンの一般と特別枠を受け入れねばならぬ、そういう肉を入れながら、国内の小売店の肉は一向に下がらない、価格を冷やすために入れるのであれば、小売店の肉が下がるならばわれわれも高いえさを食わせて牛や豚を養って、そして安くてもこれは甘んじるかもしれないけれども、売れる牛や豚は安い、買う肉は高い、しかも輸入肉はうんと入れている、さらにECからのいわば外圧を受けている、乳製品の輸入が強いられる、これではもう踏ん張りけつたりじゃないか、こう言って農家は素朴に訴えております。もちろん流通機構にも当然問題がありますが、これに対して大場局長、全国の農家に、また畜産農家に対してどういうふうにあなたは責任者として答えられるのか、全国民の前に置いて答える気持ちでこの率直な素朴な質問に対して御答弁をいただきたい、かように思うのです。

○大場政府委員 牛肉、確かにいま先生のおっしゃったところは非常に大事な問題点を突いていらっしゃると思います。牛肉の輸入につきましてもは外貨割当制度のもとで畜産振興事業団が一元的に輸入をして、適期に輸入し、しかも放出は、輸入してすぐ放出するという形ではございませんで、やはり国内の需給状況というのを見計らいながら、逐次適期の計画的な放出をしている

ということですから、そういう形で国内の需給に悪影響を及ぼさないような運営をしていってありますし、今後もしっていくつもりであります。ただし過剰な輸入をどんどん入れるという議論が片っ方においてありますけれども、それはやはり問題だと思っております。日本の国内の牛肉については、生産が需要に追いつかないというところはこれは皆わかっているところだと思っておりますけれども、無秩序に輸入すれば、それはいま先生がおっしゃったようにそれだけ消費者に食べてもらって消費してもらおう。そういう意味で、需要が拡大するという形で吸収されれば問題はないわけでありまして、そこへどうも突き抜け得ない。わき道へ走って、それが生産者の生産減という形で吸収されてしまう危険性がある。また安い価格にしても残念ながら流通機構のところに問題に必ずしもならないで、小売価格が下がって、それは生産者価格の引き下げというところで吸収される、転嫁されるというようなところにもまさに問題があるということでありまして、これは私も非常に問題だということ、その点にやはりメスを入れるということに今後の政策の重点を置くべきだ、これは大臣からも私言われているところでありまして。

○瀬野委員 羽田政務次官、いま大場局長から、大臣からも言われている大変な問題だということですが、あなたはもうどういうふうにご認識しておられるか。そしてまたあなたもこのことは大臣にもよく言っていて、いま二百海里で漁業問題、日ソ漁業交渉で大変なときでありますけれども、国内のこの問題で大変な問題でありますし、片っ方漁業でこうして二百海里時代に入りますと、やはり動物性たん白質というものはどうしてもまた畜産にウェイトを置かねばならぬという時期が来る。えさが将来上がらぬという保証はない。そうすると畜産農家は喜んで畜産に励むようなことをしてあげなければならぬ。輸入を抑制せねばならぬというようないろいろな問題もあるわけです。そういうった

ことを踏まえて、やはりわれわれの守備分野で、国民の食糧を確保する立場において、大臣にもよく話をして、こういって問題についてしっかり取り組んでやらねと、安易に妥協されたりしたら困るんです。福田総理も今度アメリカに行つてますけれども、OPPのいわゆるオレンジ、グレイプフルーツまたはレモンなんかの輸入についていろいろ変なうわさがある、こうした果樹農家に対しては何か外国へ行くたびにいわゆるみやげを持って行って取引をして、その結果が、工業製品のしわ寄せが農民に全部来る、また漁民に來る、こういうことはけしからぬと思つてゐる。あなたもそういうことを含めて大臣にもよく言つていただくと同時に、あなたはもういふふうに認識しておられるか。またそのことをよく話してもらいたいと思うが、大臣が不在でございますので、政務次官からその点の決意も伺つておきたい。

○羽田政府委員 ただいま局長からお答え申し上げましたとおり、この輸入はあくまでも国内の不足しておる物、こういうたつものについて不足分を輸入していくというのが私どもの本来とてまいりました行き方でございます。これにつきましても、これは私からももちろん申し上げますけれども、大臣自身、いま局長からお話をされたとおも、そういう決意を持っておるところでございます。しかし、いろいろな大会あるいは皆様方から何回もそのことは御指摘があるわけでございまして、そういう不安を持たせないように適切にこういうたものの運用というものを図つていかなければならぬというふうに考えております。

○瀬野委員 次に、具体的な問題で若干当局の見解をただしておきたい。もちろん食肉部会または酪農部会を開いて、三月末には決めるということでございますので、いまだどうのこうのということではないと思つて、けれども、いろいろ当局も作業をし検討は進められておるわけでございしますので、党を代表し認識の中にもまた認識をしていただいて、ひとつ十分な

対策を講じていただきたいという意味で申し上げるわけですが、牛肉の安定価格というのは、乳用雄その他去勢牛の安定価格として各団体は中心価格を一キログラム当たり千三百四十七円とし、安定基準価格は一キログラム当たり千七百七十二円、安定上位価格は一キログラム当たり千五百二十二円に設定しよう。去勢牛の安定価格は中心価格を一キログラム当たり千六百二十七円とし、安定基準価格は一キログラム当たり千四百十五円、安定上位価格は一キログラム当たり千八百三十九円に設定しよう。また豚肉の安定価格についても、中心価格を一キロ七百五十三円、安定基準価格は一キロ六百七十八円、上位価格は一キロ八百二十八円、そういう要求をしておるのですけれども、現在のいわゆる安定基準価格というのは下回つて、これは全然作用していないことは御承知のとおりです。これを一々申し上げるわけにもまいりませんけれども、何としてもこの安定基準価格というものを上げて機能するように、また農家が要求しているこういった問題について積算の基礎を当局は十分検討した上でこの政策価格を決定していただく、こういうふうに進んでもらいたいと思うのですが、こういう牛肉、豚肉に対してはどういう方針で臨んでおりますか。もちろん労働賃金の問題、これは一番大きな問題でございますが、労賃の問題にしても製造業五人以上の評価にしないと、石川県初め、二県の基準でこれを査定し、そして全国を推しはかるといふようなことではとうていいまの要求価格には及ばない、こう思うのです。労働賃金の査定にしても、製造業五人以上を平均とした価格等を検討してやる、こういったことで十分検討してもらいたいわけですが、そういうことについて基本的な考え方を承つておきたい、かように思います。

○大場政府委員 食肉の安定価格帯につきましてもは計数を整理中で一生懸命作業中でありまして。私ども制度の趣旨に即して適正に決めてまいりたいと思つておりますが、これからのこと

に来年年度の食肉の価格運営について大切なことは、生産が非常に回復基調になってきておる。去年は非常に足りなかったわけでありすが、幸いなことに増産基調に回復してかなり生産が回復基調になっておる。そういうときでありすが、需要を阻害してはいけない、需要のじや口を狭めてはいけない、やはりその需要の道を開いておかなければならない、そういう形で運営を図ることが大事であると思っております。畜産農家にとつて一番大事なのは、これは釈迦に説法でございますけれども、実勢価格がどういう形で実現するかということでありすが、その実勢価格が安定的な形で推移する、そういうために、片っ方において生産が回復している環境の中で消費を阻害しないような形で価格運営をしていくということが農家にとつては一番大事じゃないかと私は思っております。

○大場政府委員 先ほども申し上げましたように、牛肉の需要に対して国内生産では賄えない。過去数年間を見ても大体二割くらいをコンスタントに輸入しておるわけでありすが、今年度はことに生産が減りました、三割輸入というふうなことでありますから、輸入はやはりコンスタントに入れて、コンスタントの形で供給していくということが基本だろうと思つております。ただ、そのときに国内価格に悪影響を及ぼさないような配慮することは当然でありまして、そういう意味で畜産振興事業団という機構ができ上がつてゐるわけでありすが、いま御指摘になりました上限価格を超えたときだけ放出するということになりまして、これは価格安定制度の運営ということと実に関係するわけでありすが、絶えず価格が上限に張りつくというふうな形にどうも論理的にはならざるを得ない。それはそうではなくて、やはり安定帯の中にあるときも放出していく、ただしそれはそのときの現実の価格水準というものをにらみ合わせながら、慎重に放出量はかげんしていくということではないかと私は思つています。

○大場政府委員 限度数量の問題につきましては、現在これもいろいろ来年度の需給、つまり生乳生産がどの程度になるだろうかということとか、あるいは非常にフレが多い飲用牛乳の消費がどの程度伸びるだろうかという不確定要素がありますから、その見定め作業をしておる最中でありまして。しかし、私は何れも五十一年度が百三十八万トンでありましたから、五十二年度も百三十八万トンというふうな固定する必要はない、それはその年その年の需給の見通しを的確に定めながら、その中で限度数量というものを決めていくというふうなことが筋道ではないかと思つてゐる。そういう考え方で、いま具体的数量につきましては計算をしておるところであります。

○大場政府委員 先生が擬製乳製品とおっしゃられてゐるのは、私の推定であります、たとえばココア調製品とかそういうものだろうと思つてゐるわけでありすが、これは自由化になつてすでに久しいわけでありすが、用途はチョコレート類の原料として使われておりまして、結局ココア分と粉乳、主として全粉乳でありすが、そういうものであります。これがふえておりますのは四十六年に、他方チョコレートを自由化したために結局輸入チョコレートとの対抗上、チョコレート業界が輸入をふやした、こういう関係でふえたことがあるわけでありまして、私もそれを放置して置いては問題でありますから、厳しく自主規制措置の実施を求めまして、チョコレート業界で自主規制措置を行つてゐる、こういう状況であります。しかし率直に申しまして、今年度やふえておりますことは事実であります。これは全粉乳の国際市況が年度後半から上昇に変わったこととか、あるいはココアの国際市況が急上昇した、そういう

ためによりそれに合わせて価格を決めていくというふうな感じがしてなりませぬけれども、そういうことでは幾らやってもイタチごつこで、国内の畜産が振興するわけがないと私は思ふのです。そういうことについても十分検討していただきたい。

○大場政府委員 先ほども申し上げましたように、牛肉の輸入の窓口は畜産振興事業団に一元化する、そして輸入の割り当てについては国内生産を圧迫しないように厳しく限定するということが当然であります、放出は上位価格を基準として行つ、こういうふうにしていただきたいのだけれども、その点の検討は大場局長はどういうふうな考へておられますか。

○大場政府委員 限度数量の問題につきましては、現在これもいろいろ来年度の需給、つまり生乳生産がどの程度になるだろうかということとか、あるいは非常にフレが多い飲用牛乳の消費がどの程度伸びるだろうかという不確定要素がありますから、その見定め作業をしておる最中でありまして。しかし、私は何れも五十一年度が百三十八万トンでありましたから、五十二年度も百三十八万トンというふうな固定する必要はない、それはその年その年の需給の見通しを的確に定めながら、その中で限度数量というものを決めていくというふうなことが筋道ではないかと思つてゐる。そういう考え方で、いま具体的数量につきましては計算をしておるところであります。

○大場政府委員 先生が擬製乳製品とおっしゃられてゐるのは、私の推定であります、たとえばココア調製品とかそういうものだろうと思つてゐるわけでありすが、これは自由化になつてすでに久しいわけでありすが、用途はチョコレート類の原料として使われておりまして、結局ココア分と粉乳、主として全粉乳でありすが、そういうものであります。これがふえておりますのは四十六年に、他方チョコレートを自由化したために結局輸入チョコレートとの対抗上、チョコレート業界が輸入をふやした、こういう関係でふえたことがあるわけでありまして、私もそれを放置して置いては問題でありますから、厳しく自主規制措置の実施を求めまして、チョコレート業界で自主規制措置を行つてゐる、こういう状況であります。しかし率直に申しまして、今年度やふえておりますことは事実であります。これは全粉乳の国際市況が年度後半から上昇に変わったこととか、あるいはココアの国際市況が急上昇した、そういう

ためにそれに合わせて価格を決めていくというふうな感じがしてなりませぬけれども、そういうことでは幾らやってもイタチごつこで、国内の畜産が振興するわけがないと私は思ふのです。そういうことについても十分検討していただきたい。

○大場政府委員 先ほども申し上げましたように、牛肉の輸入の窓口は畜産振興事業団に一元化する、そして輸入の割り当てについては国内生産を圧迫しないように厳しく限定するということが当然であります、放出は上位価格を基準として行つ、こういうふうにしていただきたいのだけれども、その点の検討は大場局長はどういうふうな考へておられますか。

○大場政府委員 限度数量の問題につきましては、現在これもいろいろ来年度の需給、つまり生乳生産がどの程度になるだろうかということとか、あるいは非常にフレが多い飲用牛乳の消費がどの程度伸びるだろうかという不確定要素がありますから、その見定め作業をしておる最中でありまして。しかし、私は何れも五十一年度が百三十八万トンでありましたから、五十二年度も百三十八万トンというふうな固定する必要はない、それはその年その年の需給の見通しを的確に定めながら、その中で限度数量というものを決めていくというふうなことが筋道ではないかと思つてゐる。そういう考え方で、いま具体的数量につきましては計算をしておるところであります。

○大場政府委員 先生が擬製乳製品とおっしゃられてゐるのは、私の推定であります、たとえばココア調製品とかそういうものだろうと思つてゐるわけでありすが、これは自由化になつてすでに久しいわけでありすが、用途はチョコレート類の原料として使われておりまして、結局ココア分と粉乳、主として全粉乳でありすが、そういうものであります。これがふえておりますのは四十六年に、他方チョコレートを自由化したために結局輸入チョコレートとの対抗上、チョコレート業界が輸入をふやした、こういう関係でふえたことがあるわけでありまして、私もそれを放置して置いては問題でありますから、厳しく自主規制措置の実施を求めまして、チョコレート業界で自主規制措置を行つてゐる、こういう状況であります。しかし率直に申しまして、今年度やふえておりますことは事実であります。これは全粉乳の国際市況が年度後半から上昇に変わったこととか、あるいはココアの国際市況が急上昇した、そういう

なものであって、時宜に適合した内容であるということでも私ども十分見させていたいただいわけですが、それを承知しておられるということで話を進めてまいりますけれども、この内容に一々触れると時間がございませぬ。

そこで、畜産部門と他の耕種、野菜、果樹部門などを結合させた農家及び地域間の複合経営の育成を図ったり、また畜産による排泄物の土への還元を行い、農業の基盤である田畑の健全化を図る必要があることから、堆肥造成の一環として、各地の農協や地方自治体などが現在主体となつて堆肥センター、堆肥バンクというものをやっております。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕

これは、数年前安倍農林大臣が就任した直後、私からも強力に提案して、実は、私の仲間がこういったものをやっておるものですか、こういう堆肥センターというものをつくって進めたら今後大きな反響を呼ぶのではないかとということで、数年前いろいろ提案したことがございしますが、最近これがだんだん拡大されてきて、われわれも喜んでおるところでございします。

一例を挙げると、青森県においてはわら焼き公害の多発に苦慮して、同県内でも最も稲わら焼却面積が大きいと言われております西津軽郡の柏村では、すでに総工費四千百万円で堆肥生産流通センターを建設して本格的に堆肥づくりを開始しておりますが、このことについては局長は御存じでございしますか。

○堀川政府委員 概略のことは承知しております。

○瀬野委員 ぜひともこれはしっかりやっていただいたいと思ひます。

そこで、このように地方自治体及び農協等が自主的に進めておる堆肥センター建設については、国も何らかの助成策を講じていただきたい。こういったものが各地にできておりますけれども、各地でどのくらいできつつあるか、またこれに対する国の助成は将来どういうふうに考えておるかお

答えていただきたい。

○堀川政府委員 いま手元に、その種のものが何か所あるか、私ちよつと数字を持っておりませぬが、先ほど私の申し述べました土地利用型の集団営農組織の整備の仕事中で、いま先生の御指摘になりました堆肥バンクその他、これは省力的に堆肥生産と土壌への補給をやるということが非常に重要でございしますので、そういった省力関係の機械関係を導入し、生産組織と結合させてやっていくというような仕事、それから特に畜産農家の方から出てまいります有機物を土壌に還元するということのようなことを結びつけて施策を展開する、そういうようなことを中心に仕事を進めておるわけでございます。

○瀬野委員 政務次官はいまの堆肥センター、堆肥バンク、こういったことについては初めてお聞きになったのですか。これは重要な問題でありますけれども、いま局長からいろいろ前向きな検討の話がありました、どうですか、御存じでございしますか。

○羽田政府委員 概略を承知しております。

なお、いま先生から御指摘ございました問題につきまして、地力の低下という問題は非常に大きな問題でございしますので、こういった問題について積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。

○瀬野委員 政務次官も一点。こういったことに農林省も真剣に取り組んで、地力の低下を防ぐためにも重要な問題であると思ひるので、もっと力を入れて指導してもらいたい。

そこで、こうした堆肥造成について公共事業で行ったどうかという声がいま各地からほうはいとして起きてきておりますが、どういうように将来対処されるか。また政務次官、そういった方向で十分検討する用意があるのか。その点の見通しについて見解を承りたいと思ひます。

○堀川政府委員 先ほど私の申し上げました施策は、いわゆる非公共の事業として推進をしておるわけでございます。公共事業ということでございますと、仕事の性格の公共性でございしますと、か

施設、たとえば農道でございしますとか灌漑排水施設とか、そういった施設が後に残りまして、それも償却というふうな観念が適當するようなものというふうないろいろな角度から公共、非公共の分類が分けられておるようでございます。要するに、施策の内容として充実をして、それをできるだけ強力に推進をするということであれば、必ずしもいまのような形の非公共の事業の進め方ではないということにはならないかと思ひわけでございます。さしあたり私どもとしては、現在の施策を拡充する形で推進をしてみたいと思ひております。

○瀬野委員 本件はいずれまたいろいろと政府の見解をただしていくことにしまして、最後に、二点時間の範囲で果樹及びお茶等の雪害、冷害による被害の対策についてお伺いをしたいと思ひます。

九州においては昨年十二月以降の異常寒波、特に二月十六日の零下十九度という寒さは、九州地域の柑橘類を初めお茶、施設野菜、果樹、畜産物等にはなほ大きな被害をもたらしたのであります。農家経済に深刻な打撃を与えて、ここに写真もありませんが、後で見たいいただきますけれども、お茶なんか真っ赤になつてしまつて、ミカンもこういうふうな茶褐色になつてしまつております。特に九州地区にあっては晩柑類、お茶、ビワの被害が大変ひどいと思ひます。また樹体の損傷、寒害による品質不良で商品化が不可能となつて、ほとんど全滅に近い状態でございます。

一方、九州のビワもさることながら、千葉県、房州特産のビワが雪害と異常寒波のために全滅に近い被害を受けております。これは二月中旬に三日間気温がマイナス五度以下がたつたためと、三月五日夜から六日にかけて降った雪が積もり、マイナス五・六度の低気温が原因となつて、ビワの低温の限度はマイナス三度でございますから凍死した、こういうような現象でございします。三月十六日の県の調査によつてもすでに館山、富山、鋸南それから富浦、この四地域だけでも二百ヘクター

ル、被害額は八億九千六百四十万円に及ぶ、そして九〇％がやられ、ほぼ全滅に近い状態でございます。出荷見通しも立たない予想以上の大被害のために房州枇杷連では四月に行われるところの枇杷全国生産者大会も返上して対策に追われております。各農家では生産、出荷資材に相当大金を投じておりますために返済に頭を痛めております。

わが公明党でもきょうから調査団を派遣して調査をすてにやっておりますけれども、こういった九州の柑橘類、お茶をとりま、房州のビワ、こういったものについて雪害、寒害の被害の状況は農林省はどのようにつかんでおられるか、その状況をまずお答えください。

○大伏政府委員 お答え申し上げます。

今回の異常寒波によります柑橘類、ビワ、茶の被害状況につきましては、他の農作物被害を含め、また東日本を中心とした豪雪による被害とあわせまして、目下農林省の統計情報部組織を動員いたしまして被害状況の掌握に努めておるところでございします。その対策につきましては、これらの被害状況が明らかになりました段階におきまして、早急にその状況に応じまして天災融資法の発動、自作農維持資金の融通あるいは既存の借入金の償還条件の緩和等の措置を積極的に検討してまいりたい、かように存じております。

○瀬野委員 もうあなた、三月の五日ですよ。房州のビワは三月ですよ。九州は二月の十六日、二月の問題です。まだ掌握できないと言ふが、いづころにはその被害状況が把握できる見通しですか。これは早急にやつてもらいたい。

○大伏政府委員 ただいまお答え申し上げましたように、今回の被害につきましては、気象庁の見解によりますと、北極圏の寒気団の影響により一連の気象条件によるものということが一つございします。それから、豪雪によります被害と寒害によります被害とが同一の地域におきまして発生しておるという状況もございまして、雪の被害とあわせてこれを掌握することといたしてございまして、御存じのように北日本ではまだ雪解けが済んでお

らないという状況もございまして、目下鋭意その調査を行っておるわけでございますが、もうしばらく時日を要するのではないかと存じております。

○瀬野委員 日本語は便利なもので、しばらくは十日もあれば一カ月もある。農林省は二、三カ月がしばらくということがあるのもっと早くしてもらいたい。

時間が参りますので最後に、いまの件でさつき若干触れられましたけれども、九州においては対策として天災融資法の早期発動と融資枠の拡大、自作農維持資金の融資枠の拡大をしてくれ、さらには農林公庫資金、農業近代化資金等制度融資の償還期限の延長をしてくれ、また利子の減免等の融資条件の緩和をしてくれ、特にまた千葉県の房州地方においては、県は融資対策として県単の災害融資資金をぜひとも増枠していただきたい、自作農維持資金はもちろん、近代化資金の金融の措置を早急に講じてくれ、国税庁としては所得税の減免措置、また制度融資資金の償還期限の延長あるいは技術対策をぜひ農林省はやっていたいただきたい、徹底をしてくれ、こういったことを県として必要請が来ているわけです。被害状況がわからぬではなかなか対策もとれぬわけですから、東北、北海道の雪が解けるまでというのでは間に合わない。それはそれとして、とにかく房総地区のビワそれから九州のお茶及び柑橘類、こういったものは、後でちょっと見ていただきたいが、私も現地におりますけれども、真っ赤で全くモミジ化してしまつて全部枯れて落ちております。もう皆無なんです。とれない。こういったことに対しては特段の臨機応変の対策を講じなければ意味がないと思う。全体がわかつてからこうというのではなくて、地方的にわかつてきているのですから、それに対しては適切な手を打つ、そして発動すべきものはある程度固まつてからやるとか、いろいろ一段、二段、三段構えでやらなければいかぬと思いますが、いま申し上げたことについて再度農林省の対処方針をお伺いしておきたい、かよ

うに思います。

○今村(宣)政府委員 今回の被害につきましましては現在鋭意統計情報部において被害額を取りまとめ中でございます。私たちがこの被害につきましましては、天災融資法の発動その他対策について積極的に前向きに対応してまいりたいと考えております。

ただいま審議官がお答えをいたしましたように、同一気象条件のものは同一に取り扱うということでございます。これは被害が小さいときなどはまとめていろいろやっておるわけでございます。それから、そういう扱いにいたしたいと思つて、ただ、先ほど先生がお話しございましたように、いつまでもいつまでもということでは農家の方は安心できませんので、南の方の被害がある程度見通しがつきましたならば、というのは統計情報部の方の被害が出ましたならば、それによりまして天災融資法の発動を速やかに検討をする。そうしますれば、農家の方々も、金が来るのはおくれますれば、政府の施策の内容がわかりますから御安心をいただけるのではあるまいか、かように考えておるわけでございます。その際、天災融資法の発動というところに相なりますれば、天災資金はもとよりでございますが、自作農資金につきましても所要の措置を講ずると同時に、先ほどお話が出ました償還期限の問題でありますとかその他の問題につきましても措置をするという方針を明らかにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○瀬野委員 時間も参りましたので、以上で質問を終わりますが、残余の質問は次回に譲ります。なお、いま委員長にお断わりして被害の写真を見ていただいたので、政務次官を初め各局長にぜひ見ていただいた認識を新たにしておいて対策を講じていただきたい。よろしくお願い申し上げます。

○金子委員長 津川武一君。

○津川委員 昨年の暮れからことしの一、二日にかける豪雪、寒波で、ただいま瀬野委員が話され

ましたが、その被害の把握になかなか時間がかかるといふことと。ところで、雪も消えてもう農作業が始まる。たとえば豪雪で言うところ、リンゴの枝折れなんか、全部土が出てきてもう対策を講じなければならぬ。そのときにこれから調査して天災融資法、激甚を発動するというのではまことになまぬ。昨年のあの冷害のとき、私たち統計情報部の調査の状況を見てみました。人が足りない、できない。これは被害が野菜や果物に広がったとき、恐らく九州、四国ではミカンの被害の調査なんというのはいささか簡単にはできない。だが皆さんのところには正確な報告が来ている。各県の調査報告、これは真剣なんです。したがって、これでわかつておるはずだ。統計情報部はこれまでそれを信じてきた。それで独自に立ててそれで事を処して、三月十五日、四月十五日、十五日ごとに検査して、それで皆さんは事を処してきたから間に合わない。ところが、現実には県庁からの報告が皆さんのところに来ていて、それと統計情報部が合致するところでも調査ができておると思つて。北の方の昭和三十八年のあの豪雪、四月一日にはほとんど全部、大勢がわかつておりました。三月のお彼岸の中ごろになつてくるともうわかつておるのだ。こういう点で、県庁などの農業団体の調査を参考にするというか、それを中心と考えて統計情報部がこれにタッチすると速やかにできる。私は一週間以内にはできると思つておる。こういう体制をとるべきだと思つておる。これが一つ。

第二番目は、昭和三十八年の豪雪、四十九年の雪害のときに、天災融資法と激甚を発動しております。今度の豪雪と寒波は、それと比較したときにどの程度になるのか。天災融資法発動の十分の被害が出ておる、激甚の被害も出ておると思う。それはいままでの調査で、県庁などの報告でわかります。この点はどうかであるのか。天災融資法、激甚が間違ひなく発動できる被害でありますとき、よくここで言い切れば、農業団体も地方自治体も対策に間に合う。いまの答弁だといつてくるのか

かわからない。そこで、すつたもんだして不安が出てくる。こういう点で、いま被害の実態を握つた状態で、三十八年や四十九年に比べて天災融資法、激甚が発動できると思つておるが、できる損害になつて非常に困つたわけでありまして、そういうものであるといふことをここで言明できるか。この二点をまず明らかにしていただきます。

○今村(宣)政府委員 第一点の、統計情報部の調査の結果を待たないで、県の報告によつて処理したらいけないかというお話でございますが、やはり従来から、統計情報部の調査の結果によつて被害額を把握し、それに基づいて、天災融資法発動の場合においてどの程度の資金手当てをするかというふうな扱つておるわけでございます。県の報告が悪いというわけではございませんが、県の報告は、被害が出ましたらそのときどきの状況によつて速やかに数字を把握して報告をいたしていただくわけでございますので、私たちとしては、統計情報部の調査をできる限り速やかに行ひまして、その結果によつて対処することといたしたいと思つておる。

第二点の、現在までの状況にかんがみて、天災融資法の発動をし得る程度の規模の被害になつておるではないかというお話でございますが、私たちの従来の経験からいいますと、大体そのように理解をしております。

○津川委員 私も、統計情報部の権威は高く評価しております。日本の農林省は非常にいい調査機能を持つておる。この点は、農林省は行政上非常に誇つていいものだと思つておる。だが、人が足りないからとろいのですよ。昨年の冷害のときにも間に合なかつたのです。実態は、県と統計情報部が調査したものを持ち寄つて相談したらすぐ決まつたのだ。県のものをすぐとれとは私は言わない。日本のすぐれた統計情報部の活動と県の調査を合せて協議すると一週間ぐらひでできるのじゃないかと私は思つておる。もう一度答弁を願ひます。

○今村(宣)政府委員 お話しのうちに、県と統計

情報部がよく意思の疎通を図ってやる事が望ましいし、また、そういうふうによってもらいたいと思ひます。思ひますが、やはり統計の独自の機関でございすから、まあこんなものでしょうというぐあいにもまいりませんので、そこは統計情報部の調査に私たちは期待をいたしたい、かように思つておる次第でございす。

○津川委員 実態の把握は、統計情報部が各県や農業団体の機関と一緒にやっています。そのことを指摘しておいて、質問を進めていきます。

畜産物の問題ですが、一つは限度数量。青森県などは、一月にすでに限度数量をオーバーした。全国的にオーバーすることも、かなり大量、しかも確実になつてきております。そこで、農林省はこれまで、酪農部会までに方針を示すと言つていますが、もう方針が決まつたのか。

きょう私は農林大臣に、畜産物の価格の問題で申し入れをしたが、農林大臣は、そのとおりだ、五十一年度の分は皆さんが求めているみたいに決めなければならぬ、大蔵省とすぐ交渉すると言われた。酪農部会までに方針を出すと言つてきたが、どう決まつているのか。農林大臣の言つておるのと決まつてゐるのか。まずこの点を答えていただきます。

○羽田政府委員 御指摘のございました問題につきましては、目下まさに財政当局とオーバーした分について折衝中でございます。

○津川委員 予想されている限度数量を全部カバーするということでございますか。

○羽田政府委員 その点も含めまして、いま検討中でございます。

○津川委員 限度数量は、昭和四十六年に百五十五万四千トン、四十七年に百五十九万四千トン、四十八年から五十年、五十一年と三年間百三十八万トンに据え置いたわけでありす。ここに一つの問題が出てきます。と同時に、飲用乳は、昭和四十八年の二百九十五万トン、四十九年の三百三十八万トン、五十年の三百三十八万トン、このところの問題があるわけだ。皆さんのところの第三次計

画では、乳製品の自給率を上げると言つてゐる。そして、昭和六十一年に考へておる乳製品の需要に応ずる生産量を確保するというのも書いてある。そうすると、百五十万トンから百三十八万トンに限度数量を落とすといふのはおかしい。いまぐらゐの限度数量を超過する分がもつたなければ、十五万トンや二十万トンなければ、六十年のあの自給率に、必要な量に達し得ない。そこで、この限度数量を五十二年以降も徹底的に上げていくことが何よりも必要となつてまいりました。この点はいかがでございますか。

○大場政府委員 かつては、限度数量は、いま御指摘になりましたように、百五十九万トン以上という年もあつたわけでありすが、ここ三年間百三十八万トンという形で推移しております。しかし、これは決して無理に据え置いたといふことではございせん。その年その年の需給事情を勘案して限度数量を決めておるわけでありす。現実にはこの三年間、限度数量オーバーといふことはなくて、その中ではまつてゐる、逆に市乳化は促進されてゐるというところであります。

いま、六十年見通しあるいは第三次臨近といふことで御指摘がございましたが、私も、もちろん飲用乳は国内で一〇〇%自給する、乳製品の自給率も高めていくといふ形で努力をしていきたいと思つております。それとの関連で、五十二年度はまた百三十八万トンに戻るのかといふ心配が一部にございすが、私も、何も前年度と同じだといふぐあいに固定的に考へる必要はない。五十二年度は五十二年の需給見通しに即して適正な限度数量といふものを決めていけばいいといふふうに思つております。

○津川委員 繰返し申し上げますけれども、乳製品の自給率、四十七年の八六から九四でしよう。六十年の乳製品向けの需要量が三百二十八万トン、これに据えていくと、もう限度数量をこんなところで抑えておかないで、もっともつと上げていく、少なくともいまの百三十八万トンに十五万トンとか二十万トンとか二十五万トンを加えるものをやつ

ていかなこと、そういう年次計画を立てていかなこと、皆さんの三次計画が成立しないといふことだ。したがつて、三次計画に見合はしていつて、五十二年の限度数量、これを全力を傾けると同時に、カバーすると同時に、そういう点で五十二年でも限度数量といふものを拡大しなければならぬと思つてゐるが、いまから私はそれを言明できると思ひますが、いかがでございますか。

○大場政府委員 五十二年の限度数量につきましてはいろいろ需給見通しの作業をしておりすが、確かにここの生産はかなり伸びを示しておりますが、それが来年度どう推移をとるのか、それからこゝに限度数量に關係する飲用牛乳の消費が、こゝしは対前年一・九%、まあ伸びておるのですが、伸び方が足りなかつたわけですね。それがどの程度伸びるかといふことは、これは非常に予測がむづかしい話でありすが、しかし予測しなければならぬ。その予測をいましておるところでありまして、いづれにいたしまして、固定的に、前年百三十八万トンだったからこゝしと百三十八万トン、あるいはそれより減らすとか、そういう固定観念を持つてこの問題を律する必要はない。その年その年の需給事情に即して決めていきたい。そういう作業をしておるわけでございます。

○津川委員 いまの局長の答弁は、五十二年の限度数量はもつと上げる、拡大するといふことですか。具体的に答えていただきます。

○大場政府委員 具体的な計数についての確信を私まだ持つておりませんから、拡大するとか据え置きするとかそういう具体的なことにつきましてはちよつと説明は出来なない状況でありすが、いづれにいたしましても、生産者が御心配のないような形で処理はしたい、そういう努力をしておるわけでございます。

○津川委員 きょうも農林大臣に会つたら、大蔵省とすぐ交渉して限度数量をこゝしの五十一年度分は全部カバーする、来年の分は拡大するようにやる——財源のことなんでしよう皆さんは。財源

ならばまだあるんじゃないですか。五十一年度の輸入乳製品での差益金が九十九億もある。あるんだから、思い切つてやはり限度数量を上げるように要求して質問を進めていきます。

次は、畜産物の輸入の問題です。乳製品の輸入が五十一年度生乳換算で一体どのくらいになつてゐると思ひますか。

○大場政府委員 乳製品の五十一年度の輸入は、生乳換算で約百八十万トンであります。

○津川委員 ここに酪農本部、全国農業協同組合中央会、農協畜産酪農対策中央本部の資料がございす。二百五十万トン、このことは覚えてゐますか、いかがです。

○大場政府委員 そういふ数字は聞いております。生乳換算で百八十万トンという乳製品の輸入量をいま申し上げました。それから中央酪農会議等で発表してゐます二百五十万トンでしたかの生乳換算、この輸入量の差は、たとえばココア調製品等非常に乳製品の換算がしにくいもの、そういうものがあつたので、それは除いてゐるというところが差のおもな理由であります。

ございせんから、それを乳製品に換算すること
が技術的に非常にむずかしい、こういう形で乳製
品換算から外しているわけでありまして、ココア
等の乳製品の量につきましては私もオリーブに
いつでもしているわけで、決して隠してしてい
るわけではございせん。

○津川委員 そうすると、国内の生産をどのくら
いにするか、輸入をどのくらいにするかというこ
との換算、政策を立てる基本資料として、酪農本
部の二百五十万トンというものを農林省は基礎とし
て考えるべきで、いま言われた皆さんの百八十万
トンというのは基礎にならないと思いますが、こ
れから行政の基礎としてそう考えていきません
か。

○大場政府委員 もちろんそのココア調製品等の
輸入量がどれだけ入ってくるかというようなこと
は、われわれがいろいろ今後の需給や何かを判断
する場合の材料としては使わなければならぬ、
そう思います。

○津川委員 よくわかりました。そういうふう
にやるように私からも強く求めておきます。

そこで、牛肉の輸入ですが、一月の日豪閣僚会
議で二万トンの追加という政治決着をしました。
農林省は政治決着ではないと盛んに否定してい
ます。農林省は需要上必要な追加輸入だとしてい
ますが、あの総選挙直前に大石前農林大臣は輸入
追加を否定していた。このこととどう矛盾して、
どう考えればいいのか。一國の農林大臣がうそを
ついた、農林省はうそをついたということになり
ますか。ここいらの見解を明らかにしてください。

○大場政府委員 牛肉の輸入は、昨年の十一月に
下期の割り当てとして当面二万トンを割り当て
て、あと需給事情の推移に応じて追加割り当てを
するということを発表していたわけでありませ
ん。二万トンを終わりというようなことは一回
も言ったことはございせん。追加割り当てはす
るけれども、いまの時点でそれは何トンであるか
ということはこの際確定的に言うことは、まだち

よつと時期がデリケートな段階だから言えない、
様子を見て追加割り当てを決めるということを当
初から申し上げているわけでありませぬ。

○津川委員 そうすると、畜産局長は、農林大臣
の言明を、それが間違いないと否定なさるわけだ
か。そこいらの政治的な責任はどうなるのです。
一國の農林大臣が言ったのを後で局長がこの会議
で、そういうつもりはなかった。これは国民はど
うをどうすればいいのです、この政治的な責任
を。

○大場政府委員 私は、前農林大臣がどのように
おっしゃったか、実はそばにいたわけではないの
で聞いておりませぬけれども、しかし私も輸入の
発表をいたしましたときに、私自身新聞記者
クラブへ行つていま申し上げたようなラインで発
表いたしました。当初からそういう発表をしてお
ります。

○津川委員 それでは、大石前農林大臣に局長が
連絡をとってその間の決着をつけて、私に報告し
ていただくようお願いいたします。

そこで、一月の政治的決着の際、鈴木農林大臣
は、五十二年度分の一部、具体的には二千五百ト
ン先取りしたと述べているが、今後五十二年度の
輸入枠を決める際、当然のこととしてこの二千五
百トンは削除を考慮すべきと思いますが、いかが
でございますか。

○大場政府委員 いま御指摘になりましたのは煮
沸肉の割り当てだろうと思うわけでありませぬ。五
千トン確かにここの一月に追加割り当ていたし
ましたが、そのうちの二千五百トンは来年度の繰
り上げであります。したがって、来年度からは
これを削除するということは豪側にもはつきり
と書いてあります。

○津川委員 最後に、大商社などがオーストラリ
アその他に牛肉の開発輸入を行っている。日本経
済調査協議会の提言などは、この開発輸入につ
いては特別枠を設ける、こういうふうな厚かまし
くも主張していますが、こういう財界の意向に沿
って皆さんは事を処する、制度を改悪することはよ

もやあるまいと思いますが、これが一つ。

第二番目には、三月二十五、六日、あすとあさ
つてです、EC閣僚会議が開かれ、日本向け農産
物輸出増加と関税引き下げなどについて協議する
ことになっております。日本政府はこの協議まで
に回答が求められてはいたが、どのように対
処しているのか。農林省と大蔵省は何か意見が一
致しているが、外務省と通産省は意見が一致しな
い。まだ対処し得ないでいるとも聞いています、
どう対処しているのか、このところを明らかに
していただきます。事はあした、二十五、二十六
日のEC閣僚会議のことでございます。

○大場政府委員 まず、私の方から牛肉の開発輸
入の問題についてお答えいたします。

牛肉の輸入先を多角化すること自身、私は悪い
ことではないというふうに思っております。牛肉
は、もちろん先生御存じのとおり、外割割り当て
制度でありますから全体のクォータは決まってい
るわけでありまして、そのマーケットを広げてお
くということは、考えもよくない必要はないこと
ではないかと思っております。しかし、財界が
イニシアチブをとって自分たちだけの都合で輸入
をするというところはわれわれは認めるべきではな
くて、やはり輸入は枠の中で、そうして国内の需
給に悪影響を及ぼさないような形で運営してい
く、こういうふうな考えております。

○今村(宣)政府委員 ECの問題でございませ
んが、ECは対日貿易不均衡の是正策の一環とし
て、農産加工品の対日輸出をふやしたいという
観点から、数品目につきまして、農林省関係は五
品目ですが、五品目について関税の引き下げそ
の他を要望いたしております。大蔵省の所管品目と
しては、ブランドー、ワイン、ウイスキー、葉た
ばこ等が挙げられております。

私たちは、こういう関税の引き下げというよう
なものはECの貿易関係は正ということから処理
をすべきものではなくて、これはガットの場で多
国間交渉によって処理をすべきものである。EC
から言ってきたからECだけに関心品目について

関税を下げるという考えはございせん。

それから同時に、ECとの友好関係の維持とい
うことは十分考えなければいけませんけれども、
そういうふうな貿易不均衡問題というところで農産
物の輸入をふやす、しかもそれが国内に悪影響を
与えるということであつてはいけませんので、私
たちはそういうふうな安易に輸入拡大を要請し、
それが国内に影響を及ぼすというふうなことに
ついては、そういう考え方はとらないということ
で対処したいと考えております。

○津川委員 終わります。

○金子委員長 速記をとめてください。

○金子委員長 速記を始めてください。

○金子委員長 農業改良助長法の一部を改正する
法律案及び農業改良資金助成法の一部を改正する
法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取
いたします。鈴木農林大臣。

農業改良助長法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○鈴木国務大臣 農業改良助長法の一部を改正す
る法律案につきまして、その提案理由及び主要な
内容を御説明申し上げます。

協同農業普及事業は、農民が農業及び農民生活
に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、そ
れを有効に活用することができるようになり、も
って能率的な農業の発達、農業生産の増大及び農民
生活の改善に資することを目的として、昭和二十
三年に発足したものであります。
本事業につきましては、発足以来三十年近くを
経過し、その間時代の要請に応じて種々改善を
図つてまいつたところでありますが、最近における

農業及び農村をめぐる諸事情の変化にかんがみ、次代の農業を担うべき農業後継者を育成するためには、他の諸施策と相まって、農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当するのにふさわしい農業及び農村生活に関する技術、知識を付与するための研修教育を充実強化することが緊要な課題となっております。このため、この研修教育を協同農業普及事業として位置づける等速やかに本事業の改善充実を図る必要があり、すので、今回この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、協同農業普及事業の拡充であります。すぐれた農業後継者を育成する見地から、都道府県の農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年を対象に実施する農業または農民生活の改善に関する研修教育を協同農業普及事業の内容として加え、新たにその運営費及び施設整備費を助成することといたしております。

また、この措置に伴いまして、もっぱらこの研修教育に当たる改良普及員については、農民研修教育施設たる機関に属し、研修教育に当たることができるといたしております。

第二は、協同農業普及事業に係る助成規定の整備であります。本事業は、都道府県が農林省と協同して行うという特殊な性格を有していることにかんがみ、本事業に係る国の補助金を協同農業普及事業負担金に改めることとしたものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業改良資金助成法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、国の助成を受けて都道府県に設置される特別会計の資金をもって農業者に

無利子の資金を貸し付け、農業経営の安定と農業生産力の増強に資することを目的として昭和三十一年に発足したものであります。

本制度につきましては、当初から設けられていた技術導入資金のほか、昭和三十一年に新設された農家生活改善資金及び農業後継者育成資金の三つ資金が貸し付けの対象とされておりますが、借り受けの希望も多く、年々その貸付枠の拡大等制度の改善充実を図ってきたところであります。近年、農業及びこれをめぐる諸情勢の著しい変化に対応して、優秀な農業後継者を育成確保すること等についての必要性が一層増大している事情にかんがみ、農業改良資金がねらいとする政策的効果を一層高めるため、農業後継者育成資金を重点として償還期間の延長を行う等制度の改善充実を図る必要があり、すので、今回、本制度の改正を行うこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、技術導入資金に係る貸付限度の引き上げであります。従来、技術導入資金に係る貸付金の限度額は、農林省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の七十とされておりましたが、今回、これを百分の八十に引き上げることといたしております。

第二は、貸付金の償還期間の延長であります。従来、農業改良資金の貸付金の償還期間は、最高五年とされておりましたが、今回、これを最高七年に延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○金子委員長 引き続き、農業改良助長法の一部を改正する法律案の補足説明を聴取いたします。

○堀川農畜園芸局長
○堀川政府委員 農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説

明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、協同農業普及事業の拡充であります。従来から協同農業普及事業では、農村青少年団体の指導者や普及員に協力する農民を育成する事業の一環として、農村青少年に対し技術経営に関する研修やその自主的な集団活動の促進等の対策を講じてきたところでありますが、今回の改正はこうした対策に加え、すぐれた農業後継者を育成する見地から、都道府県の設置する一定の農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対して行う実践的な研修教育を協同農業普及事業として位置づけ、法に基づく国の助成措置を新たに講ずることによりその充実強化を図ろうとするものであります。

この農民研修教育施設につきましては、新規の開設も考えられますが、すでに相当数の道府県において設置されております既存の施設を母体とする場合が多いと考えます。いづれにしても、準備の整ったところから逐次体制の整備を図ってまいらる考えであります。

次に、この措置に伴いまして、もっぱらこの研修教育に当たる改良普及員については、農民研修教育施設たる機関に属し、研修教育に当たることができるといたしております。

現行法上、改良普及員は農業改良普及所に属し、直接農民に接して普及指導に当たることとされておりますが、農民研修教育施設がすぐれた農業後継者の育成機関としてその機能を十分に発揮できるようにするためには、農業改良普及所との有機的な連携を強化するとともに、すぐれた指導員を確保することが不可欠であり、このため、農業改良普及所における普及指導経験を通過して地域農業に精通するとともに、実践的な技術、知識についてすぐれた指導力を有する改良普及員が、この農民研修教育施設に所属し、指導職員として

研修教育に当たることができるよういたしましたわけであり、す。

第二に協同農業普及事業に係る補助金を協同農業普及事業負担金に改めることとあります。

本事業に係る国の支出金については、都道府県の行う事業に対して単なる奨励的な趣旨で交付するというものではなく、都道府県が農林省と協同して行うという特殊な性格を持つ協同農業普及事業に対して交付されるものでありますので、今回の改正によってその趣旨を鮮明にいたしましたものであります。

最後に、この法律の実施時期は、公布の日からといたしております。

以上をもちまして農業改良助長法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○金子委員長 以上で同案の趣旨の説明は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、す。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「且つ」を「かつ」に、「補助金」を「協同農業普及事業負担金（以下単に「負担金」という。）」に改める。

第十四条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「行うこと」の下に「（前号の事業を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 農民研修教育施設において農業後継者たる農村青少年に対し近代的な農業経営を担当する

るために必要な農業又は農民生活の改善に関する研修教育を行うこと。

第十四条第二項中「補助金」を「負担金」に改める。

第十四条の二第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中「あたる」を「当たる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、専ら前条第一項第三号の研修教育に当たる改良普及員にあつては、農民研修教育施設たる機関に属することを妨げない。

第十四条の六第二項中「改良普及員」を「その所属の改良普及員」に改める。

第十五条第一項中「補助金」を「負担金」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十六条の二中「補助金」を「負担金」に、「都道府県別割当」を「都道府県別割当て」に、「左の」を「次の」に改める。

第十六条の三中「補助金」を「負担金」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「こえる」を「超える」に、「第三号及び第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「補助金」を「負担金」に改める。

第二十条の見出しを「（負担金の還付）」に改め、同条第一項中「補助金」を「負担金」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改める。

第二十条の二（見出しを含む。）第二十一条及び第二十二條第一項中「補助金」を「負担金」に改める。

第二十三条第一項中「左の」を「次の」に、「補助金」を「負担金」に、「割当」を「割当て」に改め、同条第三項中「補助金の割当」を「負担金の割当て」に改め、同条第四項中「補助金」を「負担金」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の農業改良助長法第十五条第一項の規定によつてした昭和五十二年年度の予算に係る助成の申請は、改正後の農業改良助長法（以下「新法」という。）第十五条第一項の規定によつてしたものとなす。

3 新法第十四条第一項第三号の事業及び同項第五号の事業（同項第三号の事業の遂行に必要な施設を整備するものに限る。）に係る負担金については、昭和五十二年年度の予算に係るもの限り、新法第十五条第一項中「毎年一月三十一日」とあるのは「昭和五十二年七月三十一日」と、「次年度」とあるのは「昭和五十二年」と、「経費見積書並びに過去一箇年間における普及事業の実績報告書」とあるのは「経費見積書」と、新法第十六条中「毎年三月三十一日」とあるのは「昭和五十二年九月三十日」とし、同条ただし書の規定は適用がないものとする。

理由

最近における農業及び農村をめぐる諸事情の変化にかんがみ、近代的な農業経営を担当するにふさわしい農業者の育成確保に資するため農業後継者たる農村青少年に対する研修教育を協同農業普及事業として位置づけるとともに、当該事業に係る補助金を協同農業普及事業負担金に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「貸付に」を「貸付けに」に、「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

第五条第一項中「五年をこえない」を「七年を

超えない」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前に行われた農業改良資金助成法第三条第一項の貸付けに係る資金の限度額及び償還期間については、なお従前の例による。

理由

最近における農業及び農家生活をめぐる諸事情の変化にかんがみ、農業経営の安定、農業後継者の育成等に資するため、技術導入資金の貸付限度額の引上げ及び農業改良資金の貸付金の償還期間の延長を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。